

6-1-3 ヒアリング調査のまとめ

建設業の林業参入における可能性と課題を把握するためにヒアリング調査を行った。建設業の林業参入は始まったばかりで、参入事例がないため、ヒアリング調査の対象として、建設会社が林業に参入しつつある岐阜県のひだ林業・建設業森づくり協議会（略称/岐阜県協議会）、林業および木材産業で先進的な企業・団体5社を選んだ（表 6-1-1）。

岐阜県協議会は、全国初の地域建設業協会と地域森林組合の連携組織である。5社は、群馬県、岐阜県、京都府にあり、業種は、林業の林業事業体、林業経営者、森林組合、木材産業の製材工場、合板メーカーある。限られた回答数と地域ではあるが、林業・木材産業に関わる異なる業種を対象にしたため、それぞれの立場からの回答を得ることができた。

なお、林業には、森林を所有し林業を経営する「林業経営体」、林業の施業を行う「林業事業体」、森林所有者の森林を取りまとめ、所有者に代わって森林の整備や管理を行う「森林組合」がある。このなかで、建設業が参入しやすい形態は「林業事業体」と思われる。新たに森林を取得して林業経営者になる方法もあるが、多額の資金が必要になり容易ではない。岐阜県協議会でも林業事業体への参入を検討しているため、本研究では「林業事業体」への参入を対象とすることにする。

林業の事業は、造林、保育、伐採、植栽にむけた地拵えなどの森林施業と作業道整備をさすこととする。治山事業や林道整備は、林業の施業には含まれず、公共事業に含まれるものとする。なお、作業道は森林所有者がつくる簡易な道で、林道は恒久的な公共施設である。

表 6-1-1 林業参入ヒアリング調査の対象（再掲）

ヒアリング対象	略字
岐阜県協議会における建設業	(岐建)
岐阜県協議会における林業	(岐林)
岐阜県協議会における林政専門家	(岐専)
群馬県、林業事業体 K 林業	(林事)
岐阜県、林業経営者 N 林業	(林経)
京都府、森林組合 H 森林組合	(組合)
群馬県、製材工場 T 社	(製材)
京都府、合板メーカーH 産業	(合板)

1) 建設業の林業参入における可能性

ヒアリング調査から、建設業の林業参入における可能性を抽出したところ、42 の可能性があげられた。これらの可能性のうち、共通する項目をまとめて、「公共事業縮小による余剰人員の活用」「建設機械の活用」「建設業による路網整備の進展」「集約化施業の進展」「建設業と林業の協力による相乗効果」「森林の管理の高度化」「地元の木材加工の振興」「間伐材の利用の推進」「森林バイオマスの利用の促進」「森林再生による国土保全への貢献」「CO₂ 吸収による地球温暖

化防止」の11項目に整理した。表-6-1-6に、11項目の内容を示す。回答の出所は、表-6-1-1の略字を用いて示している。表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答である。

表 6-1-6 ヒアリング調査で得られた林業参入の可能性

① 公共事業縮小による余剰人員の活用	
岐建	余剰となった建設業就業者の活用
岐建	閑散期対策として林業を期待
岐林	間伐需要の増大で担い手が必要
岐専・林経	林業就業者不足の解消を期待
製材	林業事業者の育成が必要
② 建設機械の活用	
岐建	林業機械は建設機械のベースマシンに林業用のアタッチメントを接続、運転容易
岐建	余剰になった建設機械の転用可能
岐建	作業道が狭いため、小型機は転用可能
林事・林経	機械に慣れた建設業者は有力な担い手
③ 建設業による路網整備の進展	
岐建	建設業の道作りを活かした路網整備
岐建	路網整備と機械化の推進による林業改革
岐専・林経	作業道整備の進展を期待
製材	作業道開設の担い手不足の解消
合板	路網整備で間伐材の搬出を期待
④ 集約化施業の進展	
岐建	建設業の参入で団地化進む可能性
岐専	森林整備には団地化が必要、建設業の参入に期待
岐林	団地化の合意形成のための専門要員が必要
岐専	集約化施業は林業関係者だけでは難しい
岐専	木材安定供給には団地化が必要
⑤ 建設業と林業の協力による相乗効果	
岐建	林業と建設業のノウハウを活かして協力し、機械化と搬出を推進
岐専	建設業と林業で搬出間伐を推進
岐林	林業と建設業の協働で森林整備面積の拡大
岐専	林業と公共事業の両方可成な事業者を期待
製材	異業種の参入で林業事業者の競争力向上
⑥ 森林の管理の高度化	
岐建	建設のマネジメント力を森林計画に反映
岐専	現場対応が多かった森林施業に、建設会社の設計、積算、工程計画等のノウハウを導入
林事	保守的な森林組合にとっては異業種の参入は良い刺激

注) 表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答

表 6-1-6 (続き) ヒアリング調査で得られた林業参入の可能性

⑦ 地元の木材加工の振興	
岐専	搬出材の増加で、木材産業や住宅の地場産業の活性化を期待
合板	建設業の木材への関心が高まることで、住宅・建築・土木で木材利用の増加を期待
⑧ 間伐材の利用の促進	
岐専	林地残材となっていた間伐材の搬出増加
岐専	間伐材の活用を期待。需要の開拓も重要
合板	間伐材を利用した合板の増産を期待
⑨ 森林バイオマスの利用の促進	
岐建	林地残材を搬出し、森林バイオマスとして利用
岐専	森林バイオマスのニーズが高まっており、路網整備で搬出が増えると期待
⑩ 森林再生による国土保全への貢献	
岐建	森林整備は国土保全につながる
岐建	搬出間伐の増加による流木災害の減少
⑪ CO ₂ 吸収による地球温暖化防止	
岐建	森林整備は地球温暖化防止に寄与
林経	CO ₂ 削減に向け森林への期待高まる
岐専	京都議定書のCO ₂ 削減の為に間伐が必要

注) 表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答

11項目のうち、建設業と、林業・木材産業の両者が回答したものは8項目であり、両者に共通に認識されている項目が多い。この理由は、本調査の対象となった林業・木材産業の回答者は、建設業の林業参入に前向きな者が多かったためと思われる。一般の林業者を対象とする時は異なる結果も想定される。

建設業だけが回答して林業・木材産業が回答しなかった項目は⑩「国土保全への貢献」であり、建設業の回答が林業・木材産業より多かった項目は②「建設機械の活用」である。林業・木材産業のみが回答した項目は⑦「地元の木材加工の振興」⑧「間伐材の利用」である。林業・木材産業の回答が多かった項目は④「集約化施業の進展」⑤「建設業と林業の協力による相乗効果」である。

林業参入における可能性の特徴としては、次の4つがあげられる。

『公共事業で余剰となった建設業の資源の活用』: ①「公共事業縮小による余剰人員の活用」

②「建設機械の活用」

『建設業の参入による林業改革』: ③「建設業による路網整備の進展」④「集約化施業の進展」⑤「建設業と林業の協力による相乗効果」⑥「森林の管理の高度化」

『木材利用の推進』: ⑦「地元の木材加工の振興」⑧「間伐材の利用の推進」⑨「森林バイオマスの利用の促進」

『森林再生による国土保全、地球温暖化防止』: ⑩「森林再生による国土保全への貢献」⑪「CO₂吸収による地球温暖化防止」

2) 建設業の林業参入における課題

ヒアリング調査から、建設業の林業参入における課題を抽出したところ48の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて、「作業単価」「仕事の確保について」「林業施業の収支」「補助事業と公共工事」「社内の合意」「林業技術の習得」「安全性の確保」「初期投資」「道づくりの相違」「異業種連携の不安」「集約化施業の難しさ」「森林簿の非公開・境界の不明確さ」「補助金制度について」「資格制度と公的制度」の14項目に整理した。

これらの14項目を、農業参入における課題の分類で示した(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣の相違、(e)制度上の課題の5分類にあてはめてみたところ、過不足なく分類することができた。従って、林業参入の課題もこの5つに分類して考察することにする。その結果と内容を表6-1-7に示す。各回答の出所については、表6-1-1の略字を用いて示す。表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答である。

表 6-1-7 ヒアリング調査で得られた林業参入の課題

(a) 事業性の確保	
作業単価	
岐建	林業の作業単価は、建設業よりも低い
岐建	作業道の単価は、自動車道の約百分の一。道路の構造基準や道幅は異なるが価格差は大
岐専	作業道は低コストに抑えるべき
仕事の確保について	
岐建	林業の十分な仕事量が確保できるか不安
岐建	団地化が困難なため、作業道や集約化施業の顕在化が難しい
岐林	森林整備の需要は多いものの、団地化の遅れで事業量の確保が難しい
林事	仕事確保には森林組合との話し合いが必要
林業施業の収支	
岐建	効率の良い作業システムの構築が課題
岐建	作業道整備・間伐施業等の標準経費の約7割が補助金だが、採算が不安
岐林	原木販売による収入は搬出コストに比較して少額。森林所有者の施業に対する低い関心
合板	自由貿易による安い外材の輸入で木材価格が低迷。原木価格の低下
補助事業と公共工事	
岐建	補助事業による森林施業と公共工事(建設業)は形態が違う。公共工事は請負であり最初から金額が決まる。林業は、施業の終了後に審査され支払い額が決まる。終了検査の基準もわかりにくい
岐林	林業と建設業は受注形態が異なる。この違いに慣れる必要あり
社内の合意	
岐建	社内の合意を得るのが難しい

注) 表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答

表 6-1-7 (続き) ヒアリング調査で得られた林業参入の課題

(b) 技術・ノウハウの習得	
林業技術の習得	
岐建	作業道作設、木材運搬は、建設工事に近く習得しやすいが、作業道の線形計画、選木、伐倒、かかり木処理、造材、等級判定は難しい
岐建	林業全般について勉強の必要あり
岐林	重機の操作は問題ないが、伐倒方向、玉切り、等級判定は特に経験が必要
製材	林業のベテランによる実地指導が必要
安全性の確保	
岐建	林業作業は土木工事より危険性が高く、対策が必要
岐建	斜面でのチェーンソー扱いや倒木は危険
岐建	事前調査が充分でなく、作業道を作る時の落石等に危険を感じる
製材	建設業は林業の危険性をよく理解すべき
(c) 資金の調達	
初期投資	
岐建	林業機械等の初期投資額が見積もり困難
岐建	建設業は経営が厳しく投資に限界
岐建	森林組合向けの林業機械の補助金制度を、建設業者にも拡充してほしい
岐建	参入時の公的融資の拡充を要望
岐建	林業機械のリース・レンタルに対する補助金の要望
製材	林業機械リースへの支援が必要
(d) 業習慣の相違	
道づくりの相違	
岐建	土木では恒久的な道路を作ってきたが、林業は簡易な道づくりである。土木では、事前測量と設計図書にそって施工する。林業では、山の現場で作業道の線形を決める。作業道は耐久性に対する配慮が少ない
岐林	建設業は、林業のための作業道の理解不足
岐専	建設業には綿密な設計図書があるが、林業にはない。林業側に改善の余地がある。
組合	土木の道作りに固執せず、林業の道作りを学ぶべき
異業種連携の不安	
岐建	森林組合の協力がないと林業参入は難しい
岐林	森林組合によって、状況・立場が異なることを理解してほしい
岐専	森林組合が建設業の林業参入に異議を唱える場合がありうる
組合	建設業は林業を学んだ上で参入すべき
(e) 制度上の課題	
集約化施業の難しさ	
岐建	林地の境界が不明で、不在・不明所有者が増えており、団地化の合意を得るのが困難
岐林	民有林において、所有者に団地化をよびかけて集約化施業を提案する専門の人材が必要
林事	建設会社の地元の人脈を頼りに団地化を進める方法もある。団地化促進の制度が必要
合板	林地の集約化の困難が構造的課題
森林簿の非公開・境界の不明確さ	
岐建	森林に関わる森林簿等が森林組合以外の者は入手できないために、林地の所有者と林地の境界を確認することが難しい。森林簿を公開して欲しい。境界確認を進めて欲しい。
林事	建設業は森林簿を入手できないので、林地の所有者を知るために、相当な苦労を予想
組合	林地境界の不明と森林簿の不正確さが林業の最大の課題。制度の見直しが必要
組合	建設会社が森林簿等を市町村役場で閲覧できても、その内容が実測と異なる場合が多い
補助金制度について	
岐建	施業に関わる補助金の手続きが複雑で簡素化を要望
岐建	森林組合を通さないと申請が難しい
岐建	補助金の完了審査の基準と事後精算の仕組みがわかりにくい。制度の見直しを要望。
資格制度と公的制度	
岐建	林業の資格や、森林区分や保安林制度などの公的な制度がわかりにくい

注) 表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答

ヒアリング調査で得られた林業参入の課題の 14 項目のうち、建設業と林業・木材産業の両者から回答を得たものは 11 項目であり、両者に共通に認識されている課題が多い。

建設業のみが回答した項目は (a) の「社内の合意」、(e) の「補助金制度」「資格制度と公的
制度」の 3 項目であり、建設業の回答が多かった項目は (c) の「初期投資」である。林業・木材産業のみが回答した項目はなかった。林業・木材産業から回答が多かった項目は (d) の「道づくりの相違」「異業種連携の不安」、(e) の「森林簿の非公開・境界の不明確さ」である。

これまで述べたように、ヒアリング調査によって、岐阜県協議会の建設業者・林業者・林政専門家、林業事業体、林業経営者、森林組合、製材工場、合板メーカー、それぞれの異なる立場から、林業参入における可能性や予想される課題について、網羅的な回答を得るができた。次にこれらの可能性と課題の重要性を把握するために、岐阜県協議会に属する建設会社にアンケート調査を行なう。

6-2 建設業の林業参入におけるアンケート調査

6-2-1 アンケート調査票の内容

ヒアリング調査によって、岐阜県ひだ林業・建設業森づくり協議会（略称/岐阜県協議会）の建設業者・林業者・林政専門家、林業事業体、林業経営者、森林組合、製材工場、合板メーカー、それぞれの異なる立場から、林業参入における可能性や予想される課題について、網羅的な回答を得るができた。

本節では、これらの可能性と課題の重要性について把握するために、岐阜県協議会に属する建設会社 40 社を対象にアンケート調査を行った。40 社は、林業参入を検討中の未参入企業である。

調査期間は 2008 年 11 月であり、配布数 70 票のうち回収数は 40 票（回収率 57%）であった。

アンケート票の内容は下記の通りである。（付録 3「建設業の林業参入に関わるアンケート調査票」）

1) 会社概要／本業（建設業）について

- ・所属する地域部会、会社名
- ・資本金
- ・従業員数
- ・年間売り上げ
- ・保有している建設機械
- ・事業内容

2) 林業分野参入について

- ・林業分野への参入経験（ある場合は、その参入形態）
- ・林業分野への参入に対する関心
- ・建設業の林業参入における可能性（選択肢）
- ・建設業の林業参入における課題（選択肢）
- ・林業に参入すると仮定した時の参入形態
- ・林業に参入すると仮定した時の取組作業のイメージ（選択肢）
- ・林業に参入すると仮定した時の林業に従事できる社員数
- ・林業に参入すると仮定した時の初期投資できる金額
- ・その他（自由記述）

3) 選択肢の設定について

6-1-3「ヒアリング調査のまとめ」で洗い出された項目や課題をもとに、アンケート調査の「林業分野への参入に期待すること」、「林業分野へ参入する際に課題になること」の選択肢を作成する。

ヒアリング調査で得られた期待や課題について、調査対象の人数を増やすことで、個々の期待や課題の重み付けを行うと共に、より一般的な傾向を捉えることにする。なお、アンケート調査の選択肢の文章は、回答者にとって理解しやすい表現に直した。

<アンケート調査の選択肢>

(3) 建設業の林業参入における可能性

- () 余剰人員を活用
- () 林業に建設機械を活かせる
- () 路網整備に建設業の技術を活かせる
- () 集約化施業に建設業の能力を活かせる
- () 林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指す
- () 森林管理に建設業のマネジメント力を活かせる
- () 森林再生により国土保全に貢献できる
- () CO₂吸収が将来的にビジネスになる
- () 木材を利用した地場産業が活性化する
- () 間伐材を山から出して活用できる
- () 森林バイオマスを活用できる
- () その他

(4) 建設業の林業参入に置ける課題

- () 林業のことをあまり知らない
- () 土木の道づくりと林業の路網づくりは違う
- () 補助事業(林業)と公共事業は形態が違う
- () 林業作業の安全性に不安がある
- () 建設業と林業の作業単価に差がある
- () 採算が取れるか分からない
- () 初期投資にどれだけかかるか分からない
- () 森林組合・民間事業者との連携に不安がある
- () 民有林の集約化施業が難しい
- () 林地情報(境界線)が分かりにくい
- () 補助金等の手続きが分からない
- () 資格制度が分からない
- () 仕事量が確保できるかどうか分からない
- () 社内の合意を得るのに労力を要する
- () その他

<ヒアリング調査の結果>

6-1-3 「建設業の林業参入における可能性」

- 『余剰人員の活用』
- 『建設機械の活用』
- 『路網整備の進展』
- 『集約化施業の進展』
- 『建設業と林業の相乗効果』
- 『森林の管理の高度化』
- 『国土保全への貢献』
- 『CO₂吸収効果』
- 『地元の木材産業の振興』
- 『間伐材の利用』
- 『森林バイオマスの利用』

6-1-3 「建設業の林業参入における課題」

- 『林業技術の習得』
- 『道づくりの相違』
- 『補助事業と公共事業』
- 『安全性への不安』
- 『作業単価』
- 『林業施業の収支』
- 『初期投資』
- 『異業種連携への不安』
- 『集約化施業の難しさ』
- 『森林簿の非公開・境界の不明確さ』
- 『補助金制度について』
- 『資格制度と公的制度』
- 『仕事の確保について』
- 『社内の合意』

6-2-2 アンケート調査結果

アンケート調査結果を以下に示す。グラフ中の括弧内の数字は回答数である。

1) 回答企業の属性について

(1) 資本金、売上げ、従業員数

表 6-2-1 は調査対象とした建設会社の資本金、従業員数、昨年度売上を、資本金の多いほうから降順に並べたものである。

回答企業の資本金、従業員数、売上の平均は、それぞれ 3,921 万円、26 人、85,316 万円である。ただし、首位の企業の規模が突出しているのを除いて計算すると、2 位以下の企業の資本金、従業員数、売上の平均は、それぞれ 2,880 万円、23 人、67,848 万円である。

資本金は、2 千万以上 3 千万円未満が最多の 18 社、3 千万以上 4 千万円未満が 6 社、4 千万以上 5 千万円未満が 4 社、5 千万円以上 1 億円未満が 4 社、1 千万円以上 2 千万円未満が 3 社、1 億円以上が 1 社、1 千万円未満が 1 社である。資本金が 2 千万円以下の比較的小規模な企業が全体の半数を占めている。

従業員は、「11～20 人」の企業が 11 社と最も多く、「21～30 人」が 10 社、「10 人以下」が 9 社、「41～50 人」が 5 社、「31～40 人」が 3 社、「51 人以上」が 2 社である。20 人以下の比較的小規模な企業が全体の半数を占めている。

年間売上げは、「1 億円以上～3 億円未満」の企業が 12 社と最も多く、「10 億円以上～30 億円未満」が 9 社、「3 億円以上 5 億円未満」が 8 社、「5 億以上 10 億未満」が 5 社、「30 億円以上」が 1 社、「1 億円未満」が 1 社であった。5 億円以下の企業が約 6 割を占めている。

このように、アンケートの回答企業 40 社の約半数は、比較的小規模の企業である。突出して大きい第 1 位の企業を除いた 2 位以下の企業の平均が、回答企業の標準的な姿に近い。

表 6-2-1 回答企業の建設分野の規模

順位	資本金 (万円)	従業員 (人)	売上 (万円)	順位	資本金 (万円)	従業員 (人)	売上 (万円)
1	41,400	127	696,700	21	2,000	30	70,000
2	9,058	19	不明	22	2,000	30	65,000
3	8,000	50	不明	23	2,000	25	40,000
4	5,000	48	150,000	24	2,000	24	90,000
5	5,000	38	194,711	25	2,000	21	37,000
6	4,800	20	65,000	26	2,000	16	30,000
7	4,500	65	250,000	27	2,000	12	30,000
8	4,500	27	120,000	28	2,000	11	25,000
9	4,184	27	50,000	29	2,000	10	30,000
10	3,450	15	20,000	30	2,000	8	不明
11	3,000	50	100,000	31	2,000	7	10,000
12	3,000	46	260,000	32	2,000	7	15,000
13	3,000	25	40,000	33	2,000	6	16,000
14	3,000	13	20,000	34	1,000	15	10,000
15	3,000	9	15,000	35	1,000	11	18,000
16	2,700	19	35,000	36	1,000	10	25,000
17	2,000	43	273,000	37	500	6	6,000
18	2,000	39	100,000	38	不明	22	不明
19	2,000	38	100,000	39	不明	20	40,000
20	2,000	30	10,000	40	不明	10	15,000

注：不明の企業は平均の算出から除いている。本表は資本金の多い順に並べる。

(2) 回答企業の設立年次

図 6-2-1 は、設立年次を 1944 年以前（戦前）、1945～1954 年（戦後復興期）、1955～1973 年（高度成長期）、1974～1990 年（安定成長からバブル期まで）、1991 年以降（バブル崩壊後）に分け、回答企業の設立年次を示したものである。高度成長期が 17 社、戦後復興期が 8 社と、戦後から高度成長期に設立された企業が多い。バブル崩壊後に設立された建設会社はない。

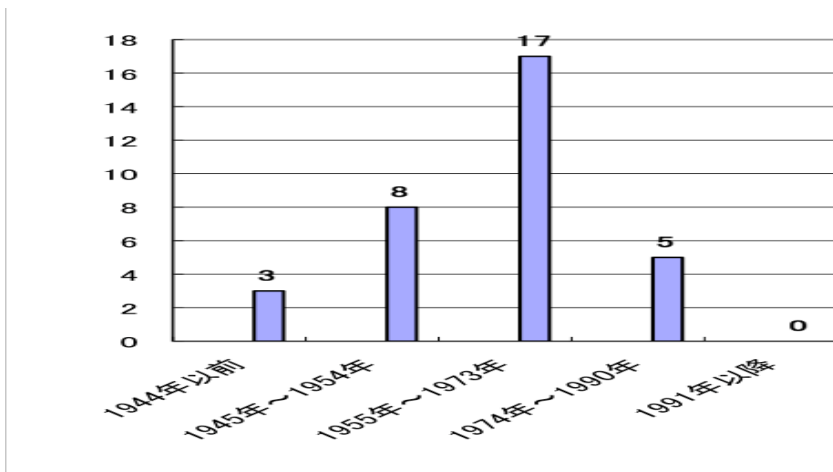


図 6-2-1 調査企業における設立年次の分布（単位：社）

(3) 所属する地域部会

図 6-2-2 に、回答企業の所属する地域部会を示す。高山部会に所属する企業は高山建設業協会に所属しており、下呂部会は下呂建設業協会、ひだ部会は飛騨市の吉城建設業協会に所属している。「高山部会」15 社(38%)、「下呂部会」13 社(33%)、「ひだ部会」12 社(30%)と、ほぼ均等な所属となっている。

(4) 事業内容

図 6-2-3 に回答企業の事業内容を示す。「主に土木」(57%)、「土木+建築」(33%)、「その他」(7%)、「主に建築」(2%)である。岐阜県飛騨地方は公共土木を行う企業が多い。林業における作業道の作設は、林道、治山、砂防などの土木工事と類似性があるため、土木分野の企業の参加が多いと思われる。「その他」は、建築設備、砂利採取等である。

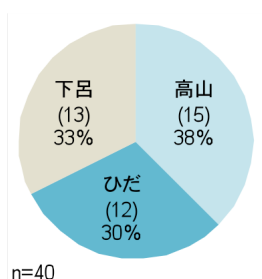


図 6-2-2 回答企業の所属する地域部会

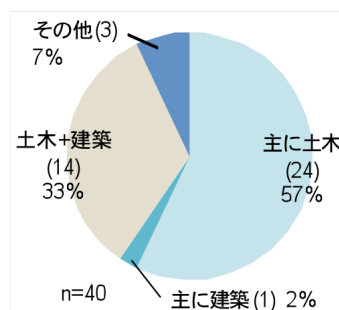


図 6-2-3 回答企業の事業内容

(5) 保有している建設機械

建設機械の中には、アタッチメントを替えることにより、林業機械として使用できるものがある。飛騨地方の山林は傾斜が急な場所が多く、作業道が狭いために、小型の建設機械、例えばバックホウ(0.25 クラス)が候補になる。ただし、作業道の掘削で大きな石を除く場合には中型のバックホウ(0.45 クラス)も必要になる。作業道や山林には傾斜地、不整地、軟弱地が多いため、木材や資材の運搬には、タイヤ型ではなくクローラ型ダンプが便利である。

今回の調査では、林業に参入しようとする建設会社の保有機械について調べる。

図 6-2-4 に示すように、バックホウ(0.25 クラス)の保有台数の合計は、高山 15 台、ひだ 12 台、下呂 13 台であった。いずれも 1 社あたりの平均は 1 台で、「1 社に 1 台」保有している。

バックホウ(0.45 クラス)の保有台数の合計は、高山 29 台、ひだ 23 台、下呂 19 台である。1 社あたりの平均は、高山 1.93 台、ひだ 1.92 台、下呂 1.46 台である。

バックホウ(その他)の保有台数の合計は、高山 28 台、ひだ 57 台、下呂 23 台である。1 社あたりの平均は、高山 1.87 台、ひだ 4.75 台、下呂 1.77 台である。これらは大型のものが多い。

クローラ型ダンプの保有台数は、高山 5 台、ひだ 13 台、下呂 6 台である。1 社あたりの平均は、高山 0.33、ひだ 1.08、下呂 0.46 である。バックホウに比べて少数である。

ひだの建設会社が大型機械を多く保有するのは、比較的奥地が多いため、災害時に備えて建設機械をリースではなく自社保有する傾向があるためと思われる。

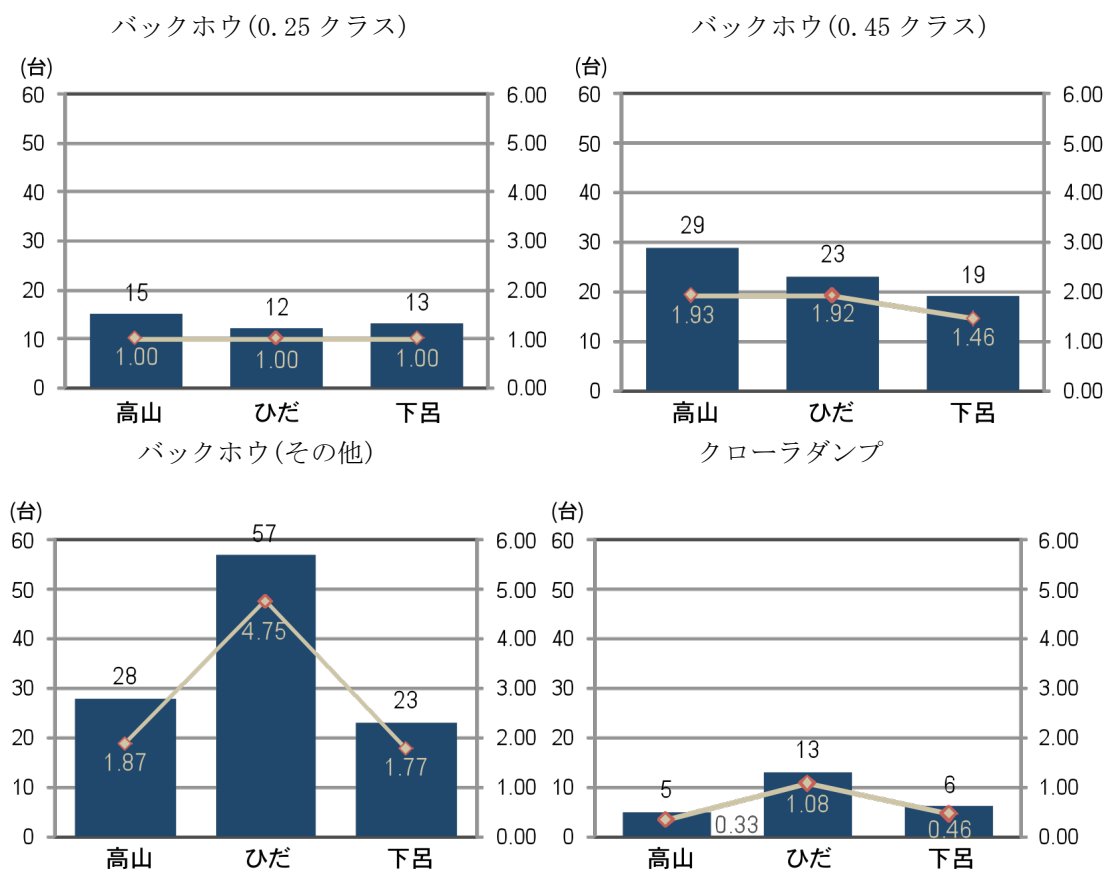


図 6-2-4 各地域の建設機械台数 (棒グラフ) と 1 社あたりの平均保有台数 (折れ線)

2) 林業分野への参入について

(1) 林業分野への参入経験と参入形態

林業分野への参入については、図 6-2-5 に示すように、林業分野へ「参入した経験がない」企業が 28 社 (68%)、「参入経験がある」企業が 13 社 (32%) ある。その参入形態としては「公共事業」が 8 社と最も多く (20%)、次いで「国有林野事業」3 社 (7%)、「森林組合からの受託」2 社 (5%) である。

「公共事業」に関しては、具体的な仕事内容の記述を求めたが、その回答は、「道路拡幅、県補助による林道開設、治山事業、伐採、林道補修、保安林整備」であった。これらのうちで、本調査が対象に想定していた林業分野は、「伐採と保安林整備」であり、「道路拡幅、県補助による林道開設、治山事業、林道補修」は土木工事であり対象外である。筆者の設問があいまいであったために、回答がぶれたと思われる。

なお、「1-1 本論文の目的」で述べたように、「本論文においては、『公共事業』は、中央政府や地方公共団体が発注する土木・建築工事をさすものとする。公共事業には、農地の整備や農業水路の維持などの農業土木、治山事業や林道整備などの林業土木も含むものとする。」と定義している。この設問では、「公共事業」ではなく「公共発注の森林施業」という言葉を使うのが適切であった。

従って、この設問の回答「参入経験あり」の「公共事業」の 20% は過大な数値となっている。

(2) 林業分野への参入に対する関心

林業分野への関心について図 6-2-6 に示す。回答企業の内、「関心がある」が最も多く (60%)、次いで「非常に関心がある」(20%)、「少し関心がある」(15%)、「分からない」(3%) である。「非常に関心がある」「関心がある」企業が全体の 80% を占める

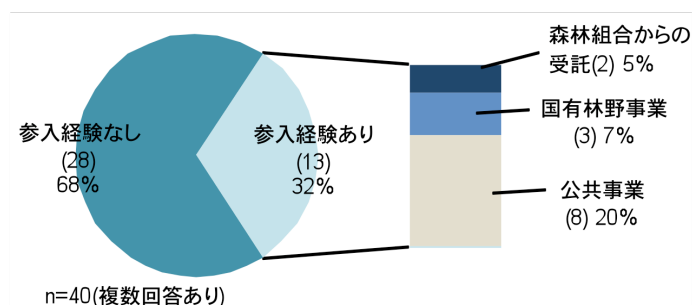


図 6-2-5 林業分野への参入経験と参入形態の内訳

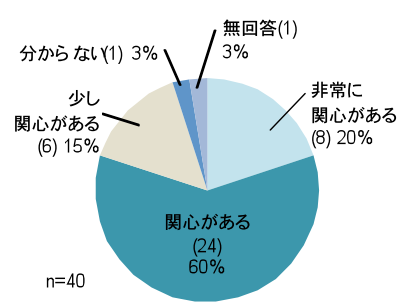


図 6-2-6 林業分野への参入に対する関心

(3) 建設業の林業参入における可能性

ヒアリング調査の結果をもとに作成した可能性の選択肢（11項目）に対し、選択肢の中から該当する項目を5つ選択し、優先度の高いものから、5点から1点までの得点を回答者に依頼して、その合計を算出した。これらの結果を図-6-2-7に示す。

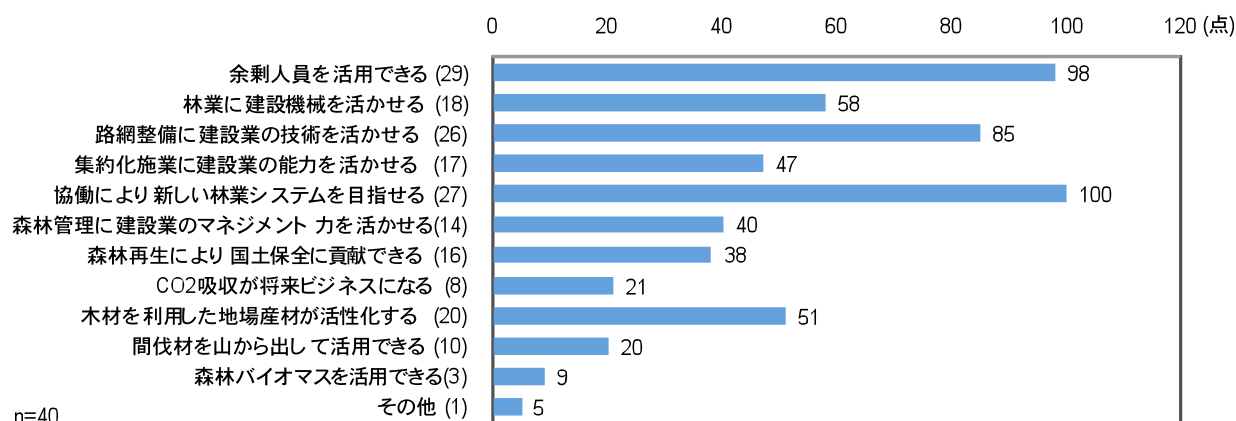
最も多くの企業が回答したのは「余剰人員を活用できる」（29件）、次いで「林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指せる」（27件）、「路網整備に建設業の技術を活かせる」（26件）、「木材を利用した地場産業が活性化する」（20件）、「林業に建設機械を活かせる」（18件）である。上位4項目に関しては、それぞれ半数以上の企業が選択している。「その他」の1件は「国土を占める広大な森林を新たなビジネスチャンスとする」という回答である。

優先度の高いものから、1位・5点、2位・4点、3位・3点、4位・2点、5位・1点として、その平均点を求める。その結果、平均点の順位は「林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指せる」（3.7点）、次いで「余剰人員を活用できる」（3.4点）、「路網整備に建設業の技術を活かせる」（3.3点）、「林業に建設機械を活かせる」（3.2点）、「森林管理に建設業のマネジメント力を活かせる」（2.9点）である。

各項目の回答件数に、優先順位に応じて、1・5点、2・4点、3・3点、4・2点、5・1点を乗じて集計する。その結果、最も高得点は「林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指せる」（100点）、次いで「余剰人員を活用できる」（98点）、「路網整備に建設業の技術を活かせる」（85点）、「林業に建設機械を活かせる」（58点）である。

中間的な得点は、「木材を利用した地場産業が活性化する」（51点）、「集約化施業に建設業の力が活かせる」（47点）、「建設業のマネジメント力が活かせる」（40点）、「森林再生により国土保全に貢献できる」（38点）である。

一方、得点が低いのは、「森林バイオマスを活用できる」（9点）、「間伐材を山から出して活用できる」（20点）、「CO₂吸収が将来ビジネスになる」（21点）である。



注) 各項目の右に記載した括弧内の数字：回答数

グラフ内の数字：点数（優先順位1・5点、2・4点、3・3点、4・2点、5・1点を乗じて集計）

図 6-2-7 建設業の林業参入における可能性

この結果から、路網整備や機械化を進めて、林業との協働で新しい林業をめざすために「建設業の力を活かしたい」という強い希望がわかる。そこで生まれる効果として、地場産業の活性化、集約化施業の進展、国土保全にも期待がある。ただし、森林バイオマスの活用やCO₂吸収という効果への期待は高くない。

林業参入のヒアリング調査で、林業・木材産業だけが回答した可能性「地元の木材加工の振興」「間伐材の利用」の得点は、それぞれ51点、20点である。林業・木材産業から回答が多かった「建設業と林業の協力による相乗効果」は100点、「集約化施業の進展」は47点とである。

「間伐材の利用」の得点がやや低いものの、建設業と林業・木材産業に、可能性に対する意識に大きな違いがないことがわかる。

(4) 建設業の林業参入における課題

ヒアリング調査結果をもとに作成した課題の選択肢(14項目)に対し、選択肢の中から該当する項目を5つ選択し、優先度の高いものから、5点から1点までの得点を回答者に依頼して、その合計を算出した。これらの結果を図6-2-8に示す。

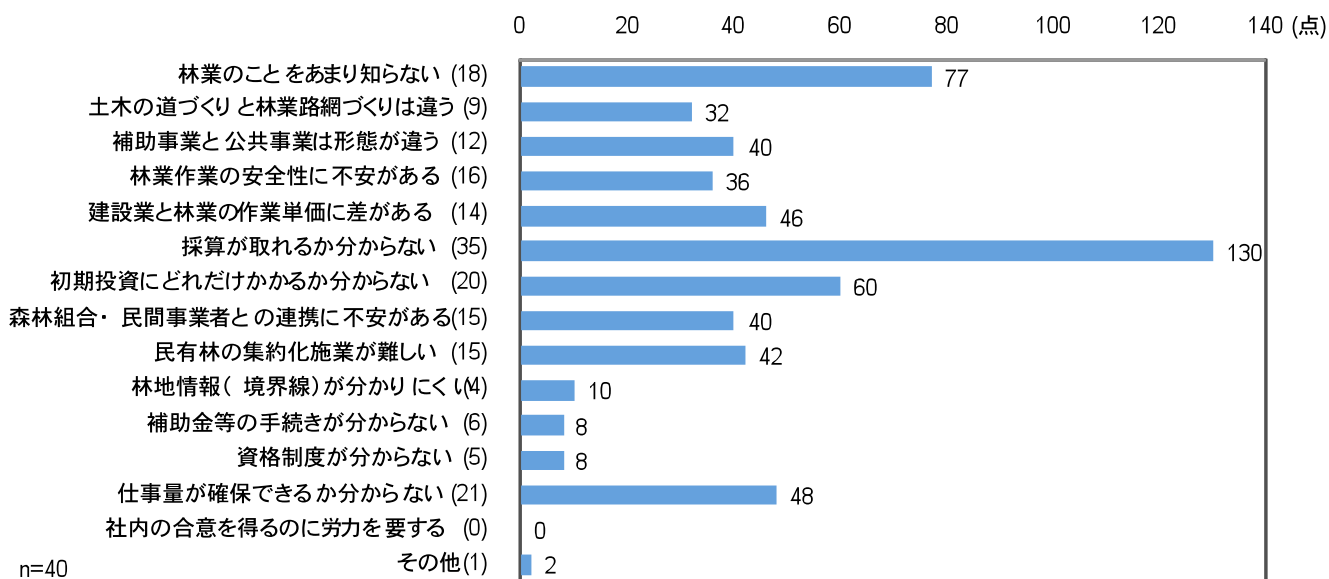
最も多くの企業が回答したのは、「採算が取れるか分からない」(35件)、「仕事量が確保できるかどうか分からない」(21件)、「初期投資にどれだけかかるか分からない」(20件)、「林業のことをあまり知らない」(18件)である。上位4項目に関しては、それぞれ半数以上の企業が選択している。

優先順位の平均点が最も高かったのは「林業のことをあまり知らない」(4.3点)、次いで「採算が取れるか分からない」(3.7点)、「土木の道づくりと林業の路網づくりは違う」(3.6点)、「補助事業(林業)と公共事業は形態が違う」(3.4点)、「建設業と林業の作業単価に差がある」(3.3点)である。

前項と同様に、件数に優先順位の点数を乗じて集計すると、最も高い点数だったのは「採算が取れるか分からない」(130点)、「林業のことをあまり知らない」(77点)、「初期投資にどれだけかかるか分からない」(60点)、「仕事量が確保できるかどうか分からない」(48点)、「建設業と林業の作業単価に差がある」(46点)である。

中間的な点数になったのは、「民有林の集約化施業が難しい」(42点)、「森林組合・民間事業者との連携に不安がある」(40点)、「補助事業(林業)と公共事業は形態が違う」(40点)、「林業作業の安全性に不安がある」(36点)、「土木の道づくりと林業の路網づくりは違う」(32点)である。

一方、点数が低いのは、「社内の合意を得るのに労力を要する」(0点)、「補助金等の手続きが分からない」(8点)、「資格制度が分からない」(8点)、「林地情報(境界線)が分かりにくい」(10点)である。



注) 各項目の右に記載した括弧内の数字：回答数

グラフ内の数字：点数（優先順位 1・5 点、2・4 点、3・3 点、4・2 点、5・1 点を乗じて集計）

図 6-2-8 建設業の林業参入における課題

この結果から、林業自体の収益性が低いなかで、「林業分野で経営が成り立つかどうか」に対して強い懸念を抱いていることがわかる。次に「林業のことをあまり知らない」という回答が多いが、具体的に林業に参入しようとする時に、実際の仕事や仕組みについて知識が不足していることに気づいた者が多いと思われる。さらに、林業に参入した時にすぐに直面しそうな、集約化の難しさ、森林組合との連携の難しさ、公共事業と違う仕組み、危険な林業作業、林業との道作りの違いにも、不安を持っている。ただし、参入後しばらく経過して現れてくる補助金制度の複雑さ、資格制度、林地の境界不明確さは、まだ重大な課題として認識されていないと思われる。

なお、林業参入のヒアリング調査で、林業・木材産業が重視した課題「道づくりの相違」「森林組合等との連携の不安」「境界の不明確さ」の得点は、それぞれ 32 点、40 点、10 点であり、低めの点数になっている。建設業と林業・木材産業の間に、課題に対する意識のずれがあることがわかる。

アンケート調査は、未参入の建設業者を対象としているため、ヒアリング調査で林業者が重視した課題や参入後に現れる課題のように、林業に実際に従事する前には実感しにくい課題は評価が低くなったものと思われる。

(5) 林業に参入すると仮定した時の参入形態

林業に参入すると仮定した場合、どのような参入形態をイメージするかを質問したところ、最も多かったのは「本格参入(軸は建設業)」(33%)、次いで「一部の業務請負」(30%)、「閑散期対策」(28%)、「その他」(3%)である。「本格参入(林業へ転身)」は 0% である。(図 6-2-9)

(6) 林業に参入すると仮定した時の取組み作業のイメージ

林業に参入すると仮定した場合に取り組むとイメージする作業について質問したところ、最多は「森林組合と協働した参入」(50%)、次いで「路網開設のみ」(23%)、「路網開設+森林作業」(18%)、「単独施業」(5%)、「その他」(3%)である。(図 6-2-10)

(7) 林業に参入すると仮定した時の林業に従事できる社員数

林業に参入すると仮定した場合、林業に従事できる社員の人数について、最多は「3人(50%)、次いで「4人」(18%)、「5人」(13%)、「2人」と「10人」(5%)、「8人」(3%)と「10人以上」(3%)である。5人以下と回答した企業が全体の約90%である。(図 6-2-11)

(8) 林業に参入すると仮定した時の初期投資できる金額

林業に参入すると仮定した場合、初期投資できる金額について、最多は「100~500万円」(60%)、次いで「500~1000万円」(18%)、「1000~2000万円」(8%)、「2000~5000万円」と「5000万円以上」(3%)である。100~1000万円と回答した企業が全体の約8割である。(図 6-2-12)

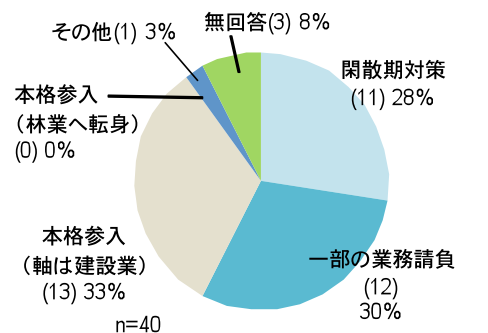


図 6-2-9 林業分野への参入形態 (仮定)

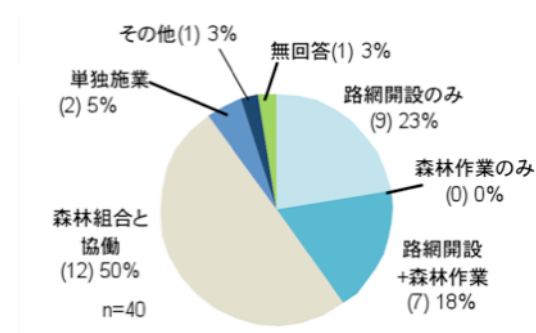


図 6-2-10 取組み作業のイメージ (仮定)

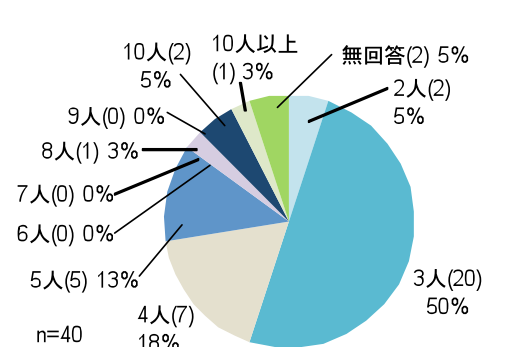


図 6-2-11 林業に従事できる社員数 (仮定)

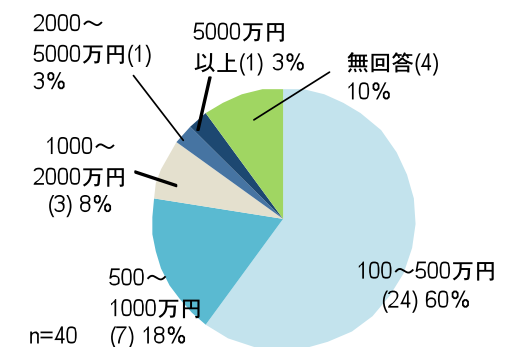


図 6-2-12 初期投資できる金額 (仮定)

(9) その他（自由回答）

- a. 林業と協働する事と持続可能な森林整備を進める事が重要と思う。
- b. 林業との分業によるコスト管理が重要である。
- c. 道づくりが1番のキーポイントになると思う。
- d. いろいろな課題や不安はあるが、今回の協議会で勉強していきたい。
- e. 林業の作業の仕方、工程管理の手順など、具体的な事例を紹介してほしい。
- f. 林業分野についての知識がないので、研修に参加して、今後の判断の材料としたい。
- g. 飛騨の木材を、地元で加工し、地元の住宅や建築物を建築したい。
- h. CO₂吸収が将来的にビジネスになるかどうか分からない。具体的な事例を知らない。
- i. 林業事業における営業活動をどう行えば良いか、不安である。
- j. 初期投資については、経験がないので良くわからない。
- k. 自分が所有する山林を、練習用に使ってほしい。
- l. 補助金額が全般的に低い。
- m. 林業や森林に関わる制度が複雑でよくわからない。

6-2-3 アンケート調査のまとめ

回答企業 40 社は、岐阜県の飛騨地方の中小建設会社であり、資本金・従業員数・売上高の平均は、それぞれ 3921 万円、26 人、85,316 万円である。高度経済成長期(1955 年～1973 年)頃に設立された企業が半数を占め、土木業を行っている会社が 9 割である。40 社は、林業参入を検討中であり、林業参入に対する関心の高い企業である。

今回のアンケート調査では、6-1-3 のヒアリング調査の結果をもとに、「建設業の林業参入における可能性」に 11 の選択肢、「建設業の林業参入における課題」に 14 の選択肢を用意した。アンケート調査では 1 社あたり合計 15 点（1 位から 5 位まで）まで選択可能ななかで、回答企業は平均で「建設業の林業参入における可能性」は 14.3 点、「建設業の林業参入における課題」は 14.5 点を選んでいる。

次に、ヒアリング調査の結果の順番にそって、アンケート結果をまとめる。なお『』はヒアリング調査で抽出された項目である。点数は、アンケート調査における各項目の得点である。

1) 建設業の林業参入における可能性

6-1-3 のヒアリング調査で「建設業の林業参入における可能性」の特徴として、「公共事業で余剰となった建設業の資源の活用」、「建設業の参入による林業改革」、「木材利用の推進」、「森林再生による国土保全、地球温暖化防止」の 4 つをあげた。この 4 つの特徴ごとに、アンケート調査の結果を述べる。

(1) 公共事業で余剰になった建設業の資源の活用

『余剰人員の活用』への期待は 98 点と高い。なお、林業に参入すると仮定した時に、林業に従事させる予定の人数については、3 名と答えた企業が半数であり、4 名から 5 名と答えた企業が 3 割である。

『建設機械の活用』の期待は 58 点と高い。なお、各社の保有機械を調査したところ、林業に転用しやすい 0.25 クラスの小型のバックホウは、平均で 1 社につき 1 台所有していることがわかった。山中を走行するためのクローラ型のダンプは 1 社につき 0.6 台保有している。ただし、小型のバックホウでも、後方旋回型でないと林業では使いにくいとの指摘もある。また、飛騨地方の建設会社は、小型よりも、中型、大型のバックホウの所有台数が多い。

(2) 建設業の参入による林業改革

『建設業と林業の協力による相乗効果』に 100 点と最も高い期待が集まっている。なかでも建設業の道作りの技術を活かした『路網整備の進展』に 85 点と強い期待が伺える。なお、林業に参入した時の取組み作業のイメージでも、50%の企業が「森林組合と協働」、23%の企業が「路網開設のみ」を想定している。

『森林の管理の高度化』に建設業のマネジメント力を活かすことに対して 38 点、『集約化施策の進展』に建設業の力が活かせることに対して 47 点の点数がついた。全国で初めて林業と建

設業の連携による森づくりをめざす協議会であり、林業改革にむけての前向きな姿勢が見られる。

(3) 木材利用の促進

森林から木材を搬出させることによる『地元の木材産業の振興』への期待が51点と多い。飛騨地方の木材を、地元で加工し、地元の住宅や建築物を建築することをめざす企業もある。これまで伐捨間伐で山に放置されていた『間伐材の利用』には20点、それらを燃料などで活用する『森林バイオマスの利用』については9点と関心は高くない。

(4) 森林再生による国土保全、地球温暖化防止等

森林整備が『国土保全に貢献』することに、38点の期待が寄せられている。しかし、森林整備による『CO₂吸収効果』が将来的にビジネスになることへの期待は21点である。国土保全は、建設業の目的でもあるため関心があると思われるが、CO₂吸収効果への関心は高くない。

2) 建設業の林業参入における課題

アンケート調査で把握された「建設業の林業参入における課題」を、表6-1-7「ヒアリング調査で得られた林業参入の課題」で用いた(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣の相違、(e)制度上の課題 に分類して述べる。

(a) 事業性の確保

事業性の確保については、厳しい問題意識がある。回答のなかで、『林業施業の収支』に対する不安が130点と最も大きい。林業の『作業単価』が建設業の作業単価よりも低い問題にも46点がついている。例えば、林業の作業道のメートルあたりの単価は数百円から数千円と、林道の単価の数万円から十数万円に比べて、道の規格は異なるものの低くなっている。『仕事の確保について』は48点で、集約化が進んでいない林地が多いため、十分な作業量が確保できないことを不安視する傾向がある。

なお、林業に参入した時に予想される形態について、「本格参入(軸は建設業)」が33%、「閑散期対策」が28%、「一部の業務請負」が30%と本業の補完的な形態を考えている企業が多い。これらの意見は、安定的な仕事の確保への確信がもてないためと思われる。

なお、『社内の合意』を問題にする企業はなかった。事業化の予想は厳しいが、岐阜県協議会による情報提供もあり、社内の合意は得やすい状況にあるといえる。

(b) 技術・ノウハウの習得

『林業技術の習得』の課題については77点の点数があり、林業には学ぶべきさまざまな技術やノウハウがあることが認識されている。

『補助金制度について』は、申請手続きが複雑なため、簡素化してほしいとの要望はあるが、点数は8点と関心は高くない。『資格制度と公的制度』についても、よく分からないとの意見が

あるものの、点数は8点と関心は高くない。まず参入にあたって、林業の技術とノウハウを学ぶのが先と考えており、その後問題になる制度はまだ検討されていないと思われる。

(c) 資金の調達

林業参入で必要となる『初期投資』の点数は60点と、初期投資の調達を課題に挙げる企業が多い。なお、建設業は経営が厳しくなっており、初期投資にかけることができる資金は、100～1000万円と回答した企業が全体の約8割である。高性能林業機械や、林業用のアタッチメントを購入するには多額の投資が必要になるため、制度融資の拡充や林業機械のリース・レンタル制度の拡充が求められている。

(d) 業習慣の相違

森林組合が建設業を受け入れてくれるか、森林組合と連携をとって作業を進めていけるかという『異業種連携への不安』は40点である。また、林業と土木の収入の仕組みに関わる『補助事業と公共事業』の相違も40点で、課題とする企業が多かった。さらに、建設業からみると林業作業は危険性が高く、『安全性への不安』の点数は36点である。しかし、林業の作業道と建設業の道路における『道づくりの相違』は32点と、関心があまり高くない。(1)の事業性で述べた道づくりの単価の差には関心が強いものの、ハードとしての道づくりに大きな差は感じていない。飛騨地方の建設業は、山中の林道づくりに慣れており、作業道の開設自体には不安は少ないようである。

(e) 制度上の課題

『集約化施業の難しさ』は42点であり、これを課題とする企業は多い。森林所有者の林業への関心の薄さや、林地の所有者に不在・不明者が多いことなどで団地化が困難であるという状況は認識されている。しかし、『境界の不明確さ』は10点で、林地情報(境界)が分かりにくいことを問題にする企業は少ない。今後、建設会社自らが、林地の団地化を森林所有者に提案しようとする場合には、森林簿等が森林組合以外の者は入手できない事や、林地の境界線が不明であるという問題にぶつかる事が予想される。ただし、現状では、森林組合が団地化の役割を担うと考える建設会社が多いと思われる。

6-3 建設業の林業参入における可能性

6-1のヒアリング調査、6-2のアンケート調査結果において、建設業の林業参入において予想される可能性と課題が多く挙げられた。本節では、これらの調査をもとに、建設業の林業参入における可能性を考察する。建設業の林業参入における可能性における4つの特徴である「公共事業で余剰となった建設業の資源の活用」、「建設業の参入による林業改革」、「木材利用の推進」、「森林再生による国土保全、地球温暖化防止」に着目して述べる。

(1) 公共事業で余剰になった建設業の資源の活用

①建設業の余剰人員を林業事業に活用

公共事業の縮小により、過疎の進む中山間地域では、建設業就業者は余剰気味である。林業分野では、林業就業者は担い手不足で、高齢化が進んでいる。全国の林業就業者は約5万人で、そのうち約3割が65歳以上である。

日本には、間伐を必要とする森林が多く、国際的な木材需給の中長期的な逼迫により、間伐材を搬出して利用することが求められている。地球温暖化防止のために、森林のCO₂吸収機能に期待が寄せられており、政府により森林整備が奨励されている。日本の林業従事者の確保が必要とされている。

アンケート調査では建設会社29社が余剰人員の活用を望んでいる。林業事業における採算が懸念されるものの、建設業の林業参入を推進することで、相互の雇用問題の解消につながる可能性があると思われる。

②建設機械の活用

林業では、高性能林業機械の導入による施業の効率化がめざされている。間伐や主伐に用いる林業機械の多くは、ベースマシンは建設機械で、操作部分（アタッチメント）を林業用に変えたものである。建設業の林業参入にあたり、保有する建設機械の林業転用を期待する建設会社は18社と多い。ただし、林業には、山中で小回りのきく小型の建設機械が適しているが、建設業が保有しているのは中型が多いという指摘がある。ヒアリング調査では、「機械に慣れた建設業者は有力な担い手になりうる」と林業事業体と林業経営者が回答している。建設機械の活用で、林業の機械化が進む可能性があると思われる。

(2) 建設業の参入による林業改革

林業の生産性を向上するためには、生産基盤としての路網の整備と機械化が必要である。建設業の土木技術を生かした路網整備の促進と林業機械の普及が期待されている。これにより、これまで伐り捨てにされてきた間伐材の搬出が進むことが期待されている。

ただし、建設業がつくってきた恒久的な公共施設としての「林道」や市町村道等と、一時的な施設として森林所有者や林業事業者が整備してきた「作業道」では規格が異なる。今後は生産基盤として耐久性のある低価格の「作業道」が必要とされており、建設業の技術が役立つと

思われるが、コストを下げる努力も求められている。

建設業の参入で集約化施策が進むことが期待されているが、林地境界の6割の地籍調査が済んでおらず、林地所有者の合意を得にくいという問題がある。

(3) 木材利用の促進

建設業は木材のユーザーであり、建設業が林業に参入することで、木材に対する関心が高まり、木材利用が拡大する可能性がある。例えば、地域の木材を地元で加工し、地元の住宅や建築物をたてる動きがある。土木分野でも、治山ダムや基礎杭に木材を使う動きがある。

(4) 森林再生による国土保全、地球温暖化防止等への効果

林業と建設業の連携により森林の整備が進み健全な森林が増加すれば、国土保全、水源涵養、木々の生育によるCO₂吸収が期待される。

このように、建設業の林業参入における可能性として、公共事業で余剰となった建設業の人員や機械を活用すること、建設業の参入で路網整備や林地の集約化が進み林業の生産性が向上すること、間伐材の搬出と木材利用が進むこと、森林再生が国土保全、地球温暖化防止に寄与することが期待されている。

次に「建設業の林業参入における課題と対策」について考察する。

6-4 建設業の林業参入における課題と対策

6-4-1 建設業の林業参入時における課題と対策

6-1のヒアリング調査、6-2のアンケート調査において、建設業の林業参入における課題が多く挙げられた。これらの課題は、農業参入における調査と同様に、(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣の相違 (e)制度上の課題 に分けることができた。本節では、(a)から(e)の課題を整理し、その対策を考察する。

(a) 事業性の確保

建設業、林業・木材産業ともに、森林整備の潜在需要は多いものの、仕事量が確保できるかどうかを懸念している。林地の境界の6割が未定で、森林所有者の4分の1が不在所有者であり、林地の集約化が進んでいない。そのために、作業道の整備や森林施業が顕在化しない問題がある。木材産業から、林地の集約化を促進する制度、集約化の専門家の育成が必要との意見がある。

建設業は、補助事業による森林施業と公共事業の請負の受注形態が異なることを懸念している。補助事業の仕組みがわかりにくく、入札時に金額が決まる請負と異なり、林業は終了検査の後に精算される。ただし、ここであげられた補助事業は、私有林の森林施業の場合を指している。国有林や公有林では、民間委託による素材生産請負事業も行われており、一定の要件を満たせば、入札に参加できる。

対策としては、林業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的支援とともに、林地の集約化を進める制度が必要と思われる。ただし、参入当初の公的支援が、林業の自立につながる事が重要である。各企業が、林地の集約化を促進し、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに取組むことが重要といえる。

(b) 技術・ノウハウの習得

林業の技術の中でも、伐る木を選ぶ選木、チェーンソーによる伐倒、かかり木処理、造材などは、危険を伴い、習得するのに時間がかかる。林業・木材産業からは、林業のベテランによる実地指導が必要、林業の危険性をよく理解すべきという意見がある。

建設業は、習得すべき知識として、技術だけでなく、林業の制度や補助金申請を含む林業全般をあげている。林業では、個人就業者に対する講習や実技指導は行われてきたが、企業に対する講習はほとんどなく、習得方法が課題になっている。

対策としては、林業に関わる企業向けの講習を充実する必要があると考える。また、ひだ林業・建設業森づくり協議会のように、建設業者が、地域の林業者と良好な関係を築き、その地域の山林で林業者から実地研修で、熟練技術や安全対策を学ぶことが有効であると思われる。

(c) 資金の調達

林業では、まだ林業参入の事例が少ないこともあり、初期投資にどれだけかかるかわからな

いという課題がある。林業機械は普及台数が少なく、一台あたりの単価が高額になる傾向がある。建設会社の経営は悪化傾向にあり、林業機械の購入資金の調達が難しいという指摘がある。

建設業から、林業者向けの制度融資や機械購入時の補助金を、林業に参入する建設会社にも拡充してほしい、また、林業機械のリースやレンタルへの補助金を拡充してほしいという要望がある。林業機械は、建設機械のベースマシンに林業用のアタッチメントを接続したものが多。既存の建設機械のリース・レンタル会社が林業機械のリース・レンタルを行うことができれば、林業参入する建設会社の初期投資の軽減につながる。そのため、林業機械に関する補助金を、購入にだけでなく、リース・レンタルも対象にする要望が出ていると思われる。

対策としては、林業の制度融資の対象を、林業に一步を踏み出す企業に広げることが必要になるとと思われる。また林業機械に対する補助金を、購入だけでなく、リース・レンタルも対象にすることが対応策になるとと思われる。

(d) 業習慣の違い

(1) 林業と建設業における道作りの違い

建設業には「作業道の単価は、林道や自動車道の約百分の一」という回答に代表される道の価格差へのとまどいがある。恒久的な公共施設としての「林道」と、一時的な施設として森林所有者が整備する「作業道」では規格が異なる。

建設業はこれまで長期使用を前提に林道や道路を時間と費用をかけてつくってきた。一方、作業道は、山林にいき、その場で線形を決め、簡易な工法で施工する。安価であるが、繰り返し使える生産基盤にはなりにくい。

林業から、建設業者に対して、林業の道作りを学ぶべき、低コストに抑えるべきという意見がある。その一方で、森林施業の機械化と木材搬出のために、作業道の耐久性を高める必要が出始めている。耐久性のある作業道を低コストでつくるのが課題になっている。

次に対策を検討する。従来の林業に関わる道作りは、林野庁の資料によると次のようになる。

- ①林道：基礎的アクセスを確保するための恒久的施設。一般車両の通行が可能。公共施設として自治体が整備。林道は、1級・2級（普通自動車）、3級（小型自動車）に分けられ、全幅員は5m、4m（車道幅員4m、3m）程度。
- ②作業道：林道と一体となって森林整備の促進を図る。一般車両の通行は想定せず。森林所有者や事業者が整備。一時的施設。道幅は3m程度。
- ③作業路：通常、林業作業機械のみ通行。森林所有者や事業者が整備。一時的施設。道幅は2～3m程度

建設業が作ってきたのは①の林道であり、②と③は森林所有者や事業者が作る道である。

ここで、①と②の間に、「基幹作業道」という規格を新設することを提案する。

(案) 基幹作業道：原則として林道の3級に準じる作業道。高性能林業機械の走行が可能。森林所有者や事業者が定額補助を受けて整備。繰り返し長期間利用する施設。道幅4m以下。価格

は林道と作業道の間。

現在、日本の林業に必要なのは、土木の耐久性と林業の低価格の良さを合わせた、基幹的な作業道である。大まかなマスタープランのもとで、繰り返し使える低価格の基幹作業道が、山中でネットワークを形成していれば、森林整備が大幅に進むと思われる。この基幹作業道は、林業だけでなく国土保全にも使うこともできる。

また、②の作業道の規定を「一時的な施設」から「繰り返し使う施設」に変更することも重要である。ただし、作業路については、林業の従来通りの安価に一時的な施設を作る方法が良いと思われる。

異業種の交流からより良い基幹作業道を生み出す努力が重要であると思われる。

(2) 森林組合との連携に対する不安

林業参入時に、地元の森林組合との連携の難しさが課題になっている。森林組合のなかには、建設業の参入で仕事が減ることを懸念する者がいる。建設業のなかには、森林組合しか入手できない情報（例えば森林簿、林業に関わる施策など）があるため、森林組合の協力がなければ参入が難しいと考える者がいる。

次に対策を検討する。岐阜県協議会では、地元の建設業協会と森林組合が連携をとって、林業参入を進めている。林業参入を図る時、森林組合との協調的な関係を築くことが必要と思われる。また、林業参入時には、地元の森林組合の仕事を奪うものではなく、遅れている森林整備を森林組合と共に進めていくものであるという説明が必要と思われる。作業道作設による林業の生産基盤の整備などにより、森林組合にとっても良い面があることを、参入する建設会社が示すことが重要と思われる。

(e) 制度上の課題

林業の場合、林業事業者になるための参入障壁は、制度上はない。

林地の地籍調査の遅れ、不在・不明森林所有者の増加などで、林地の集約化が難しいという課題がある。林業・木材産業は、林地の地籍調査を推進する仕組み、集約化を推進する制度づくりが重要であると回答している。

林地の集約化を推進するには、森林の樹種、蓄積量、境界、所有者を掲載した森林簿等が必要になるが、森林組合は森林簿等の写しを保有することができるが、一般には部分的な閲覧しか許されないことが多い。森林組合以外の者が、集約化を推進するのは難しい。個人情報扱いに注意する必要があるが、建設業から、集約化する者に対して森林簿を公開してほしいという要望がある。

林業の助成制度について、建設業から、制度の対象を林業参入をめざす企業に拡充してほしい、制度を簡素化してほしいという要望がある。

次に対策を検討する。林業の制度を簡素化すると共に、林業の助成制度を森林組合以外の者にも拡充すること、林地の集約化をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地の地籍調査の推進が必要になるとと思われる。

6-4-2 建設業の林業参入の調査のまとめ

建設業の林業参入では、林業参入をめざす地方建設業の団体と林業・木材産業の関係者にヒアリング調査を行い可能性と一般的課題を抽出し、その結果をもとに建設業者にアンケート調査を行った。

建設業の林業参入において、建設業の機械力と基盤整備力を活かして、林業の生産性を向上させる可能性が期待される。一方、事業性の確保、技術の習得、資金の調達、業習慣の相違が重要な課題である。ヒアリングでは、林業に関わる制度の見直しの要望も回答された。

ヒアリングは、建設業、林業・木材産業の両者を対象に行い、アンケートは建設業を対象に行った。その結果、可能性においては、建設業と林業・木材産業の両者の共通性は高かった。この理由は、本調査に協力した林業・木材産業の方は、建設業の林業参入に対し前向きな方が多かったためと思われる。一方、課題においては、林業や木材産業が重視しているにもかかわらず、建設業が深刻に受け止めていない課題があった。この理由は、未参入の建設業者にとっては、林業に実際に従事する前には実感しにくい課題は評価が低くなったものと思われる。

調査の結果には、対象とした建設業、林業・木材産業の特長による限界はあるものの、ヒアリング調査は多様な業種から得た回答であり、全体的な可能性と課題の傾向を把握できたと思われる。

建設業の林業参入を進める場合には、参入企業への制度融資の対象拡大とともに、林業をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地の集約化の推進が必要である。参入当初の公的支援が林業の自立につながるように、林業参入する企業が、森林組合と協力関係を築きながら、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに自効努力で取り組むことが重要と思われる。

6-5 小括

6章で得られた結論について、ここにまとめる。

【建設業の林業参入におけるヒアリング調査】

岐阜県のひだ林業・建設業森づくり協議会と林業・木材産業で先行的な取組みを行っている企業・団体 5 社に対しヒアリング調査を行った。その結果、建設業の林業参入の「可能性」として、(1) 余剰になった建設業の資源の活用、(2) 建設業の参入による林業改革、(3) 木材利用の促進、(4) 国土保全・地球温暖化防止等に関して意見が寄せられた。林業参入における「課題」では、「作業単価」「仕事の確保について」「林業施業の収支」「補助事業と公共工事」「社内の合意」「林業技術の習得」「安全性の確保」「初期投資」「道づくりの相違」「異業種連携の不安」「集約化施業の難しさ」「森林簿の非公開・境界の不明確さ」「補助金制度について」「資格制度と公的制度」の 14 項目があげられた。それらを分類して (a) 事業性の確保、(b) 技術・ノウハウの習得、(c) 資金の調達、(d) 業習慣の相違、(e) 制度上の課題にまとめた。

【建設業の林業参入におけるアンケート調査】

ヒアリング調査で挙げた「可能性」と「課題」をもとに、アンケート調査票の回答選択肢をつくり、ひだ林業・建設業森づくり協議会の建設会社 40 社に調査を実施した。その結果、「可能性」では、(1) 余剰となった建設業の資源の活用、(2) 建設業の参入による林業改革の 2 点に強い期待が寄せられた。「課題」では、(a) 事業性の確保、(b) 技術・ノウハウの習得の 2 点に対し強い懸念が表明された。参入にあたり、まず取り組まなければならない課題への関心が高く、参入後に問題になる業習慣や制度上の課題については深刻には懸念されていない。

ヒアリングは、建設業、林業・木材産業の両者を対象に行い、アンケートは建設業を対象に行った。その結果、可能性においては、建設業と林業・木材産業の両者の共通性は高かった。一方、課題においては、林業や木材産業が重視しているにもかかわらず、建設業が深刻に受け止めていない課題があった。この理由は、未参入の建設業者にとっては、林業に実際に従事する前には実感しにくい課題は評価が低くなったものと思われる。

【建設業の林業参入における可能性】

ヒアリング調査とアンケート調査をもとに、建設業の林業参入における「可能性」を考察した。公共事業で余剰になった建設業の力を活かして、林業と連携して路網整備、機械化を進めることで、林業の作業システムの効率化と搬出材の増加が期待される。

【建設業の林業参入における課題と対策】

林業参入において、事業性の確保、技術の習得、資金の確保が重要な課題とされている。林業参入には参入障壁は制度上はないが、林業の制度が主に森林組合を対象としており、外部からわかりにくいことが課題である。また、林地の境界の未確定、集約化の遅れにより、森林施業の仕事量を確保しにくいことが課題である。建設業の林業参入を進めるためには、参入企業への制度融資の対象拡大とともに、林業をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地の集約化の推進が必要である。

第7章 建設業の農業・林業参入における課題と動向

本研究では、過疎の進む地域における建設業の農業参入・林業参入について、調査を行い、その可能性と課題を洗い出した。建設業の農業参入では、建設会社の農業参入は既に進んでおり、農業参入した建設会社40事例を文献調査すると共に、6社にヒアリング調査を、31社にアンケート調査を行い、課題と可能性を抽出した。調査時点は2007年2月である。

建設業の林業参入では、建設会社の林業参入が始まったところであるため、林業参入をめざしている地域建設業と地域森林組合の協議会と林業・木材産業の関係者にヒアリング調査を行い、課題と可能性を抽出した。このヒアリング結果を詳細に把握するために、協議会に所属する地方建設会社40社に対してアンケート調査を行った。調査時点は2008年12月である。

本章では、建設業の農業・林業の参入に関する調査をもとに、課題を整理し、対策を考察して、7-1-1に述べる。農業参入と林業参入の全体的な比較を考察し、7-1-2に述べる。さらに、農業の調査時点（2007年2月）以降の建設業の農業参入に関わる動きについて7-2-1に、林業の調査時点（2008年12月）以降の建設業の林業参入の動きについて7-2-2に述べる。

7-1 建設業の農業参入と林業参入における課題と対策

7-1-1 農業・林業参入における課題と対策に関する考察

建設業の農業・林業参入における課題には、さまざまなものがあるが、4-3、6-4に示したように、両者とも、主に(a)事業性の確保、(b)技術・ノウハウの習得、(c)資金の調達、(d)業習慣の相違、(e)制度上の課題の5項目に分けることができた。

ここでは、これらの項目ごとに、課題を整理し、その対策を考察する。

(a) 事業性の確保

農業参入・林業参入の調査の結果、農業、林業ともに、採算をとることの難しさを課題とする企業が多かった。農業参入した企業の多くは赤字経営である。林業の場合は、安い外材の輸入で木材の価格が低迷しており、森林所有者は森林施業への関心が薄い。林地の集約化が進んでいないところが多く、仕事量を確保できるかどうか不安を感じている会社が多い。

建設業の農業参入においては、工程管理を使った分散農地の耕作、建設業の機械力や農場の整備力を活かす事例があった。建設業の林業参入においては、建設業の力をいかして路網整備と機械化を進める事を期待する意見が多かった。

過疎地の主要産業である農業・林業・建設業がそろって低迷することは、過疎地の低迷につながる。課題は多いものの、地方建設会社の農業・林業参入には、機械化、規模拡大や生産性向上が期待されている。そのため、建設業の農業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的な技術支援・販路開拓支援が一つの対策になると思われる。林業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的支援とともに、林地の集約化を進める制度が必要と思われる。

ただし、参入当初の公的支援が、農業・林業の自立につながる事が重要である。農業の

場合、各企業が、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売へのビジネス展開に向けて努力を続けることが重要といえる。さらに、過疎の建設会社は販路開拓に不慣れなため、食品・流通・小売業との連携も重要になるとと思われる。

林業の場合、各企業が、林地の集約化を促進し、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに取組むことが重要といえる。

(b) 技術・ノウハウの習得

多くの企業が、農業・林業における知識、ノウハウ、技術の習得が課題と述べている。農業では、栽培技術の習得レベルが、農産物の品質、単価、生産量の安定など、農業経営に直接的に関わっている。林業参入では、作業道の線形計画、伐る木を選ぶ選木、伐倒、かかり木処理、造材等の熟練技術、安全対策を習得することが課題とされている。

農業・林業ともに、個人就業者に対する公的な講習や実技指導は充実しているものの、企業向けの講習はほとんどなく、その充実が対応策の一つと思われる。

農業技術の習得は、栽培品目、気候・土壌条件によって異なり、マニュアルどおりにいかないため、実務指導を受けることが必要と思われる。

林業の場合は、チェーンソーによる伐倒、かかり木処理等は危険を伴い習得するに時間がかかる。その地域の森林に詳しいベテランの林業者による実地指導が必要であると思われる。両者とも、地域の農業者、林業者との協力体制を築くことが重要であると思われる。

(c) 資金の調達

公共事業の縮小と共に、地方の建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資本が減少し、民間金融機関からの借入が難しくなりつつある。そのため、農業・林業の参入にあたり、制度融資を利用したい企業は多いが、建設会社は、農林業向けの制度融資の対象外であるという課題が指摘されている。

農業では、農地取得にかかる費用や機械・施設の導入資金が必要になる。林業では、まだ林業参入の事例が少ないこともあり、林業機械の購入などの初期投資にどれだけかかるかわからないという不安の声がある。

企業の農業参入を進める場合には、農業の制度融資や補助金の対象を、「農業者」だけでなく、農業に第一歩を踏み出す企業、農作業受託や施設栽培などを営む農外企業にも広げることが必要になるとと思われる。林業においても同様に、制度融資の対象を、林業に一歩を踏み出す企業に広げることが必要になるとと思われる。また林業機械に対する補助金を、購入だけでなく、リース・レンタルも対象にすることが対応策になるとと思われる。

(d) 業習慣の相違

建設業の農業・林業参入では、地元農家や森林組合との協力関係の構築が課題となっている。

農業参入時には、栽培作目の選定について地元農家との競合関係を調整することや農地の

取得において地元農家の事前合意を得ること、参入後は水路管理などの地域の共同作業に協力することで、地元の農家との協力関係を築くことが必要と思われる。

林業参入時には、地元の森林組合の仕事を奪うものではなく、遅れている森林整備を森林組合と共に進めていくものであるという説明が必要と思われる。

高齢農業や担い手不足を補完する農作業代行や、耕作放棄地の再生、作業道作設による林業の生産基盤の整備などにより、地元農家、森林組合にとっても良い面があることを、参入する建設会社が示すことが重要と思われる。

建設業と林業における道づくりの違いのように、お互いの業習慣を理解しあうのが難しい場合には、建設業の耐久性と林業の低価格の良さを合わせた基幹的な作業道を創設するなどの、異業種の交流からより良いものを生み出す努力が重要であると思われる。

(e) 制度上の課題

企業が農業に参入する場合、農地法により企業が農地を所有することができないなど、制度による参入障壁がある。市町村を介して農地を借りる特定法人の創設で、規制は緩和されつつあるが障壁は残っている。

一方、林業の場合、林業事業体になるための参入障壁は、制度上はない。しかし、林業の制度が主に森林組合を対象にしていることと、林業の制度が外部からわかりにくいことが、参入における課題と指摘されている。さらに林業においては、林地の集約化を阻害している森林簿の非公開・境界の不明確さの問題がある。

建設業の農業参入を促進する場合には、農業生産法人や特定法人の要件緩和などの参入障壁の低減が必要と考えられる。建設業の林業参入を促進する場合には、林業の制度を簡素化すると共に、林業の助成制度を森林組合以外の者にも拡充すること、林地の集約化をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地の地籍調査の推進が必要になると思われる。

7-1-2 建設業の農業参入と林業参入の全体的比較に関わる考察

これまで、農業と林業の課題と対策をのべてきたが、ここでは、建設業の農業参入と林業参入に関わる全体的な比較を考察し、図 7-1-1 にその全体的比較のイメージ図を示す。

1) 参入障壁について

建設会社の農業参入には、「農地法」による法制度上の参入障壁があり、建設会社等の農外企業は、原則として農業系の公的支援の対象外である。林業参入では法制度上の参入障壁はないが、林業の制度が主に森林組合を対象としており外部の者にはわかりにくい。農業参入を進めるためには、農業生産法人や特定法人の要件緩和による参入障壁の低減が必要である。

2) 規模と就業者について

農地は 460 万 ha、国土の 12% であり農業就業者は約 260 万人である。森林は 2,500 万 ha、国土の 67% であり林業就業者は約 5 万人である。就業者は農業が多く、対象地は林業が広い。

3) 建設業の農業参入と林業参入の可能性について

農業と林業ともに担い手不足である。基幹的農業従事者の約 6 割、林業従事者の約 3 割が 65 才以上であり、高齢化が進んでいる。農業では耕作放棄地の増加が懸念され、林業では人工林の成熟にも拘らず木材の搬出が進んでいない。建設業と農業・林業の賃金格差の問題はあるものの、建設業の余剰労働者が参入する余地は両者にある。農業では、建設業の機械力・農場整備力が、高齢化する農業を支える可能性が一部にみられる。林業では、建設業の機械力、道づくりの技術が、路網整備と林業の機械化、木材の搬出を進めることが期待される。

4) 建設業の農業参入と林業参入の課題について

農業では、参入した建設会社の多くは赤字であり、技術の習得、資金の調達に課題を抱え、既存の農家との調整も必要である。参入促進のためには、参入時の公的支援、参入企業への制度融資の対象拡大が必要である。林業では、林地の集約化の遅れから事業性の確保に不安があり、技術の習得、資金調達が課題とされる。林業と建設業の道作りの相違もある。参入促進のためには、参入企業への制度融資の対象拡大、林地の集約化の推進が必要である。林業の低価格と建設業の耐久性を合わせた基幹的な作業道の創設も検討する必要がある。ただし、農業、林業ともに、参入当初の公的支援が農業・林業の自立につながるように、参入企業が生産性向上に努めることが重要である。

5) 農産物の販売、木材産業について

過疎地の建設会社は、農産物の販路開拓が不慣れなため、食品・流通・小売業との連携が重要になる。一方、木材産業に関しては、建設業（住宅・建築・土木）は木材の消費者であり、林業参入により建設業の木材への関心が高まることで木材利用の拡大が期待される。

6) 海外の農産物・林産物との競争について

農産物は関税で守られてきたが、林産物は関税による保護がなく、円高のなかで低価格の海外林産物との競争がある。現状では食料自給率は 4 割、木材自給率は 2 割である。農業には貿易自由化の圧力があり、国際競争力の強化と生産性の向上が求められている。林業には、森林資源の成熟化とともに、木材搬出量の増大と生産性の向上が求められている。

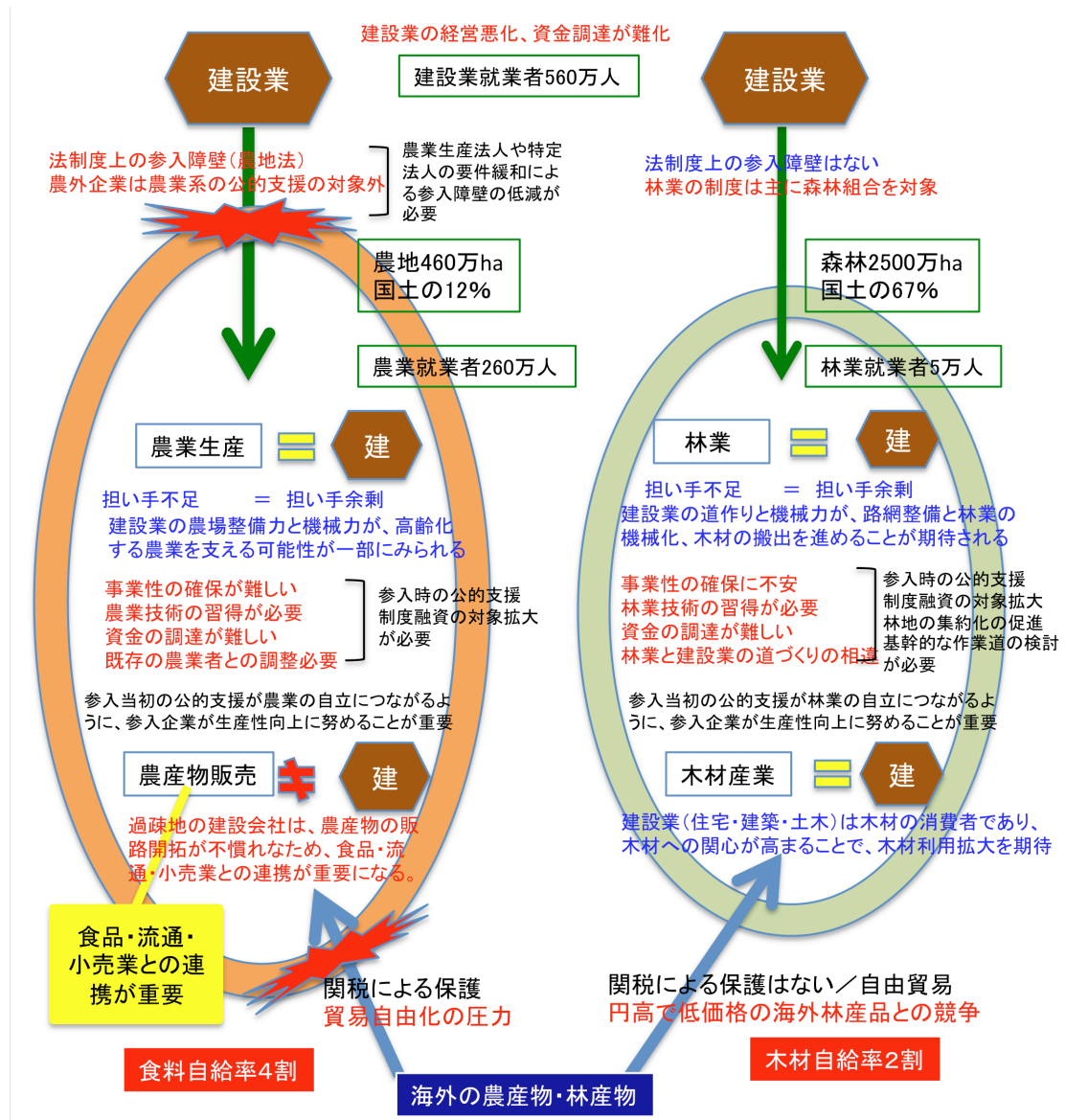


図 7-1-1 建設業の農業参入と林業参入の全体的比較のイメージ

注) 就業者等は 2005 年の数値、赤字は課題、青字は利点

7-2 調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き

7-2-1 調査時点以降の建設業の農業参入の動き

建設業の農業参入の調査時点（2007年2月）以降の動きとして、参入の動向および、参入障壁となっていた制度の改正について述べる。

調査時点以降、建設会社の農業参入については、公的調査がなされていないため、その参入数を把握できない。ただし、建設会社の農業参入の3つの形態のうち、「特定法人貸付事業」については、2005年から2009年9月までの統計があり、業種別参入者数が調べられているのでここに引用する。

特定法人貸付事業（農地リース方式）による参入法人数は、2009年9月1日で、全国で414法人となった。2006年9月1日の時点では173法人であり、3年間で241法人の増加である。特に、2008年9月から2009年9月までの1年間では94法人の増加となり、1年間での増加数は、特定法人貸付事業開始以来、最も多かった。業種別の法人数の割合は、累計で、建設業148社（36%）、食品会社79社（19%）である。この1年間で参入した法人としては、建設業が44法人で全体の47%、食品会社は14法人で15%であり、依然として、建設業が最多参入業種となっている。このことから、建設業の農業参入が着実に進んでいることがわかる。

なお、この特定法人貸付事業は、次に述べる農地法の改正で、企業への農地リースが解禁されたことで、2009年で終了することになった。

農業参入には、農地法のような法制度上の参入障壁がある。調査時点以降、農業の多様な担い手育成や農業の競争力向上の必要性が議論され、農業に関わる参入障壁が部分的に緩和された。

まず、2007年4月以降に、農業の制度融資の一部が、農業に新規参入する農外企業にも認められるようになった。ただし、農外企業が5年以内に認定農業者となる計画をもつことが条件になっており、農外企業のままで農業を続ける者は対象にしていない。

農林水産業の制度融資は、2008年10月に、中小企業金融公庫等と統合され、日本政策金融公庫となった。農林水産業は農林水産業の制度融資、それ以外の産業は中小企業金融公庫等と、農林水産業とそれ以外の産業にわたる縦割り制度は、農林業と建設業の両方を担う企業にとって、資金運用・調達自由度を狭めるものである。しかし、組織は一つになったものの、制度は縦割りのまま変更されなかった。

2009年6月に農地法が改正されて、企業による農地リースが可能になった。これは、農地法の基本原則である「耕作者主義」の見直しであり、農家と農業法人以外のものが、直接、農地を借りて営農できるようになった抜本的な改正である。ただし、企業が農地を借りた後で営農を放棄しないよう、様々な条件が付けられている。

農地法改正で参入障壁が低くなり、地方建設業の農業参入が大幅に増えると予想されたものの、実際には大幅増にはなっていない。その理由には、「2010年から農家の個別所得保証制度が専業農家だけでなく兼業農家も対象にして始まることで、農地の流動性が低くなり、建設会社

が農地を借りにくくなったこと」がある。

次にこれまで述べた制度の変更について、個別に説明する。

「農業の制度融資の対象について」

農業に意欲的な企業の農外からの新規参入を促進するため、2007年4月以降、農業経営実績のない特定法人であっても、次の要件を満たせば、農業近代化資金、経営体育成強化資金の貸付対象者となることとなった。これは農外者を制度融資の対象に初めて加えた改正である。

- a. 5年以内に認定農業者となる計画を有していること
- b. 経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けていること

「農林漁業金融公庫について」

農林漁業金融公庫は、2008年（平成20年）10月1日に解散し、同日付をもって設立された株式会社日本政策金融公庫に統合された。農林漁業金融公庫が扱ってきた制度融資の多くは、日本政策金融公庫の農林水産事業に引き継がれている。ただし、農林業系制度融資と、中小企業向け公的融資は、従来通りの農林水産省系と経済産業省系の縦割りで運用されている。

「農地法の改正について」

2009年6月、農地法等の一部を改正する法律が国会で成立し、2009年12月15日に施行された。法改正の趣旨は、「食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進する。」である。

本章に関わるものとしては、「農業生産法人以外の法人等」による農地の貸借での権利取得が、次の条件のもとで可能になったことがあげられる。

- a. 農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。
- b. 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。
- c. 法人にあつては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すること

3章（2007年2月時点）で述べた特定法人制度では、「市町村を介した農地リース方式による農外企業の参入が認められた」と述べたが、この農地法の改正で、「農外企業が、直接、農地を借りて営農することができる」こととなった。

本研究に関わる主な農地法の改正点の詳細は次の通りである。

1) 農業生産法人以外の法人等が貸借等により農地の耕作権を取得できるようになる。農地を借りて耕作する場合、これまでは、農業者（農作業に常時従事する個人）または農業生産法人の要件を満たすことが必要であったが、今回の改正により、法人に土地を貸す形であれば、農業生産法人の要件を満たさなくても、農地の耕作権を取得することができるようになる。農地の

所有権の取得（購入）は、今までどおり農業者（農作業に常時従事する個人）と農業生産法人に限定されている。

2) 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内まで延長できるようになる。

3) 相続等により農地の権利を取得した場合、改正農地法の施行日以降、その農地が所在する農業委員会への届出が必要となる。また、相続税の猶予制度が見直され、農地を貸し付けた場合でも納税猶予が受けられるようになる。

4) 農業委員会が遊休農地対策を強化する。農業委員会は、毎年1回、管内全ての農地の利用状況を調査し、遊休農地の把握に努め、農地（耕作地）への復元について指導・勧告を実施していくこととなる。

5) 標準小作料制度が廃止された。従来は、農業委員会が「標準小作料」として賃貸借の額の目安を提示していたが、今回の改正でこの制度が廃止された。今後は、農地の貸主と借主が協議して賃借料を決めることになる。

6) 農地転用に規制が厳格化された。無断転用者には、農業委員長が工事を中止させ、もとの農地に復元させるよう命ずることができるようになる。これに従わない場合は最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）に処せられる。

「認定農業者の要件について」

「農地法の改正」に伴い、異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人（経営開始後2期以上の決算を終えていないもの）であっても、「自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある企業が、5カ年の農業経営改善計画を作成し、その計画が市町村によって認定された」場合には、「認定農業者」として認められることになった。参入企業でも認定農業者に認められれば、各種制度融資、補助金の対象となる。

ただし、農作業受託や、農地を利用しない施設栽培などを行う農外企業は、対象外のままである。

7-2-2 調査時点以降の建設業の林業参入の動き

建設業の林業参入には、農地法のような法制度における参入障壁はないものの、林業の低採算性や業習慣上の違いなどの問題がある。調査時点（2008年12月）以降、林野庁と国交省の支援のもとで、地域の林業と建設業が連携をとりながら、建設業の林業参入を進める「林建協働」の動きが次のように本格化しており、全国に広がり始めている。その動向について述べる。

「地域の林業と建設業の連携（林建協働）について」

2009年1月、国土交通省総合政策局と林野庁森林整備部は、両省の連名で「地域の林業と建設業の連携について」の通知を、各都道府県建設業担当部局と各都道府県林務担当部局に発出した。

その内容は、両省が協力して、地方再生を総合的かつ効果的に推進する観点から、林業と建設業が連携した取組みを推進するものである。その内容を次に抜粋する。

「建設業は、地域の基幹産業であり、その保有する人材、機材やノウハウ等を活かして、農林業、観光等の異業種と連携した事業により、建設業の活力を再生すると共に、地方の産業や暮らしを支えることが求められる。

また、林業分野では、森林吸収源対策を推進する観点から、間伐の重点的な実施に努めており、間伐実施に必要な路線整備等に当たっては、地域の実情を踏まえ森林組合等と建設会社が連携しつつ、建設会社の人材や機材等を活用することが有効である。また、これらを通じて間伐の実施量を拡大することは、地域の経済や雇用に波及効果をもたらすといえる。

2008年度第2次補正予算においては、国土交通省では林建協働を含む建設業が異業種と連携した事業の支援のための建設業と地域の元気回復事業（35億円）を、林野庁では路線整備地域連携モデル事業（約58億円）などを措置している。

各都道府県においては、建設担当部局と林務担当部局の連携を十分に図り、指導方よろしくお願いしたい。」

図7-2-1は、林野庁と国交省が連携した施策の概要である。



図 7-2-1 林業と建設業の連携による地方経済の活性化 出典 林野庁・国交省資料

「建設業の林業参入状況について」

「建設業と地域の元気回復事業」を国土交通省が公募したところ、全国から 240 件の応募があり、2009 年 6 月に第 1 次分として 104 件が選定された。選ばれた事業をテーマ別に見ると、最も多かったのは「観光」と「林業」で、いずれも 25 件であった。国土交通省は同事業のために 2008 年度補正予算で 35 億円を計上しており、1 件当たり最高 2500 万円を助成した。

一方、林野庁は 2008 年度第 2 次補正予算に「路網整備地域連携モデル事業」として 58 億円、2009 年度補正予算に「森林整備加速化・林業再生事業」として 1238 億円を計上した。いずれも林業と建設業が連携した取り組みを推進するものである。この事業のなかで米田らが提案した「基幹作業道」(6-4-1「建設業の林業参入時における課題と対策」)が取り入れられ、実現した。

建設業の技術力と林業のノウハウを結びつけ、雇用の創出と地域経済の活性化を実現するとともに、CO₂の吸収効果の高い森林整備を通じて地球温暖化対策にも貢献する「林建協働」を全国的に展開する条件が整いつつある。次に、「建設業と地域の元気回復事業」で選定された林業分野との連携を図る協議会の一覧を示す。

所在地	事業名	協議会名
青森県	地域資源を活用したエネルギー事業への展開	青森県建設業地域メタノール利活用推進協議会
岩手県	建設業・林業協働による林業施業の効率性向上と岩手県産木質資源の需要拡大	いわて建設業＊林業架け橋協議会

宮城県	みやぎ林建共働の推進	みやぎ林建共働推進協議会
秋田県	由利本荘市元気森もり創出事業	由利本荘市地域森林再生協議会
山形県	林・建協働による地域材の安定供給システムづくりに関する事業	最上地域林業・建設業活性化協議会
福島県	会津いまっと木サイクル創造事業	会津いまっと木サイクル創造協議会
茨城県	八溝多賀 林建協働モデルプロジェクト	八溝多賀 林業・建設業協議会
埼玉県	ザクロの里づくりに伴う建設業・地域活性化に関する事業	ザクロの里づくり協議会
千葉県	里山の賦活（ふかつ）と資源の有効利用方法の試行に関する事業	東国吉地区里山整備協議会
山梨県	大月市元気回復・森沢山プロジェクト	大月市元気回復・森沢山協議会
富山県	森林の間伐材の活用促進事業	新川地域間伐材活用協議会
石川県	手取めぐみの森再生事業～グレンデ跡地の再生計画～	白山ろく森づくり協議会
岐阜県	地域の森林保全モデルプロジェクト	郡上地域森づくり協議会
静岡県	天竜美林の有効活用を目指した林建共働モデル事業	天竜地域建設業・林建共働モデル検討協議会
三重県	バイオマスによる地域活性化事業	東紀州地域活性化協議会
福井県	「福井の家」の開発とネットワークづくり及び情報提供システムに関する事業	福井の家ネットワーク及び情報提供システム協議会
京都府	地元の間伐材を利用した「路面材」の企画開発運営に関する事業	「木」の町づくり協議会
島根県	山と木質バイオマスを活用した建設業と地域の元気回復事業	山と木質バイオマスを活用する元気回復協議会
愛媛県	林・建協働による放置竹林・荒廃民間山林地の整備と排出資源の畜産飼料・エネルギー利用等による資源循環型事業の試行的実施	うちこ地域元気回復事業推進協議会
愛媛県	建設業と林業の連携・協働に関する事業	久万高原山業振興協議会
高知県	須崎市建設業・林業活性化事業	須崎市建設業・林業活性化協議会
高知県	ゆすはら森の3R事業	ゆすはら森の3R推進協議会
長崎県	林建共働による森林整備と間伐材等産材の有効利用に関する事業	島原半島 林業・建設業共働協議会
熊本県	建設業の参入による森林・林業再生プロジェクト	鹿本ふるさと森林づくり協議会
熊本県	竹でつながるコミュニティ・モデル事業	エコ・コミュニティモデル構築協議会

7-3 小括

7章で得られた結論について、ここにまとめる。

【農業・林業参入における課題と対応】

「建設業の農業参入の調査」、「建設業の林業参入の調査」の結果をもとに、次の5項目ごとに、課題とその対策を考察した。

(a)事業性の確保においては、農業・林業は、採算における課題はあるものの、担い手が求められており、限られた事例ではあるが一部に可能性も見え始めている。建設業の農業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的支援が必要と思われる。林業参入を進めるためには、参入当初の制度融資や公的支援とともに、林地の集約化を促進し、作業道整備や森林施業の仕事の顕在化を図ることが重要と思われる。ただし、参入当初の公的支援が、農業・林業の自立につながるように企業の努力も必要である。

(b)技術・ノウハウの習得においては、農業・林業ともに地域性があり、地域の農業者、林業者との協力体制を築き、実地指導をうける体制づくりが重要といえる。

(c)資金の調達においては、制度融資の対象を、農業・林業に一步を踏み出す企業に広げることが対策の一つといえる。

(d)業習慣の相違においては、農業・林業参入を図る時、既存農業者や関連組織と事前調整を行い、協調的な関係を築くことが必要になる。

(e)制度上の問題においては、建設業の農業参入を促進する場合には、参入障壁の低減が必要になり、建設業の林業参入を促進する場合には、森林簿の開示、林地境界の明確化、林地の集約化を進めることが必要になる。

建設業の農業参入と林業参入を全体的に比較し、そのイメージ図を示した。農業は農地法による参入制限があり、貿易においても高い関税で保護されているが、林業には制度上の参入制限はなく、貿易でも丸太の関税がゼロなど保護されていないことをあげた。また、農産物の販売、木材産業について、農業では、食品、流通、小売業との連携が重要になるとされる一方、木材産業に対して、建設業（住宅・建築・土木）は木材の消費者であり、販路拡大に協力できると示した。

【調査時点以降の建設業の農業・林業参入の動き】

調査時点後の動きとして、農業参入では、地方建設業の農業参入は続いており、農地法の改正で企業による農地リースが可能になるなど、参入障壁が緩和されつつあること、林業参入では、地域の林業と建設業が連携をとりながら、地方建設業の林業参入を進める「林建協働」の動きが全国に広がり始めていることを示した。

第8章 結論

最後に8-1に本論文の結論をまとめ、8-2に本研究で残された課題について述べる。

8-1 結論

本研究は、過疎が進む地方における建設業の農業・林業参入における課題と可能性に関して、文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査を行い、事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達、業習慣の相違、制度上の課題の5項目に分類して、課題と可能性を明らかにし、参入を促進するための対応策を考察した。農業では参入が進んでいるために、参入した企業を対象にし、林業では参入が始まったところであるため、主に林業参入をめざす地方建設会社と林業・木材産業を対象にした。

本研究の範囲内で得た結論を以下に示す。

1. 農業参入、林業参入ともに、事業性の確保、技術の習得、資金の確保が重要な課題とされている。建設業の機械力や基盤整備力により、農業では生産性が向上する可能性が一部に見られ、林業では路網整備と機械化が進むことが期待されている。
2. 建設業の農業参入には、法制度上の参入障壁があり、林業参入には参入障壁は制度上はないが、林業の制度が主に森林組合を対象としており、外部からわかりにくいことが課題である。また、林地の境界の未確定、集約化の遅れにより、森林施業の仕事量を確保しにくいことが課題である。
3. 建設業の農業参入を進める場合には、技術習得・販路開拓・参入手続に関する参入時の公的支援、参入企業への制度融資の対象拡大が重要であり、農業生産法人や特定法人の要件緩和による参入障壁の低減も必要である。参入当初の公的支援が農業の自立につながるように、農業参入した企業が、既存の農家と協力関係を築きながら、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売等に向けて努力することが重要である。さらに、過疎の建設会社は販路開拓に不慣れなため、食品・流通・小売業との連携が重要になると思われる。
4. 建設業の林業参入を進める場合には、参入企業への制度融資の対象拡大とともに、林業をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地の集約化の推進が必要である。参入当初の公的支援が林業の自立につながるように、林業参入する企業が、森林組合と協力関係を築きながら、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに取組むことが重要と思われる。

8-2 残された課題

本研究は、農業・林業に参入する建設業の側からの調査および考察を進めたものであり、さらに多面的な調査および考察が必要といえる。以下に残された問題を挙げる。

1. 参入を受け入れる地域の農業・林業関係者の調査

今回の調査では、主に参入側の建設業を対象にした調査を進めたが、受け入れ側の農業関係者、林業関係者を対象にした調査も重要である。

2. 建設業以外の業種による農業・林業参入の研究

本研究では、建設業の農業・林業参入について調査したが、建設業以外の業種による農業・林業参入についても調べ、建設業という業種に起因する課題について考察する必要がある。

3. 林業参入の継続調査

本研究では、林業では建設業の参入が始まった段階にあるため、今後、参入が進むことにより、どのような課題が生じるかについて調べる必要がある。

本研究は、建設業の農業・林業参入問題の一部に取り組んだにすぎない。過疎の進む地域では、農林業と建設業が主要な産業である。今後も建設業と農林業の連携についての検討や研究が進み、地域の活性化が図られることを望む。

参考文献・引用文献

1. 古川 修『日本の建設業』、岩波新書、1963年
2. 菊岡俱也『建設業を興した人々』彰国社、1993年
3. 菊岡俱也『わが国建設業の成立と発展に関する研究-明治期より昭和戦後期』2005年
4. 岩下秀男『日本のゼネコン-その歴史といま-』日刊建設工業新聞社、1997年
5. 金本良嗣（編）『日本の建設産業』日本経済新聞社、1999年
6. 建設業振興基金『中小建設業の新分野・新市場開拓のための企業連携に関するガイドライン』2002年
7. 米田雅子『建設業の新分野進出―挑戦する50社』東洋経済新報社、2003年
8. 米田雅子『新分野に挑戦する建設業-動きだした450社』東洋経済新報社、2004年
9. 米田雅子『建設業からはじまる地域ビジネス』ぎょうせい、2006年
10. 北海道産業政策推進室、北海道建設業協会『建設業等の新分野進出・多角化事例集』2003年
11. 建設業振興基金『地域における中小・中堅建設業 新分野進出・新市場進出事例集』2004年
12. 山形県土木部『建設業における新分野進出テキスト』2004年
13. 建設業振興基金『中小・中堅建設業 新分野進出・新市場進出事例集』2005年
14. 北海道経済部・北海道建設業協会『建設業等の新分野進出・多角化事業』2005、2006、2007年度版
15. 岩手県県土整備部『建設業新分野・新事業事例集』2006年
16. 建設業振興基金『明日に向かってチャレンジする地域の建設業 モデル事業事例集』2008年
17. 建設トップランナーフォーラム、米田雅子『建設トップランナーフォーラム-持続可能な社会基盤と地方活性化』報告書、2006年
18. 建設トップランナーフォーラム、米田雅子『第2回建設トップランナーフォーラム-選ばれる会社をめざして』報告書、2007年
19. 建設トップランナーフォーラム、米田雅子『第3回建設トップランナーフォーラム-クールアースをめざして』報告書、2008年
20. 建設トップランナーフォーラム、米田雅子『第4回建設トップランナーフォーラム-地域とともに次のステージへ』報告書、2009年
21. 米田雅子、慶應義塾大学『建設業の環境関連分野進出に関する調査研究報告書』、2008年
22. 米田雅子、慶應義塾大学『建設業の地域資源活用・エネルギー分野進出に関わる調査報告書』、2009年
23. 米田雅子、建築技術支援協会『中小建設業の農業進出に関する調査報告書』2003年
24. 米田雅子、建築技術支援協会『中小建設業の林業進出に関する調査報告書』2003年
25. 島根県農林水産部『企業の農業参入マニュアル』2004年
26. 米田雅子『建設帰農のすすめ』中央公論新社、2004年
27. 生源寺眞一『農政大改革-21世紀への提言』家の光協会、2000年
28. 生源寺眞一『新しい米政策と農業・農村ビジョン』家の光協会、2003年
29. 生源寺眞一『現代日本の農政改革』東京大学出版会 2006年
30. 渋谷往男『企業の農業参入の現代的意義と課題-地方中小建設業を対象とした実証分析』2007年
31. 渋谷往男『地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題』農業経営学会

- 農業経営研究 45、2007 年
32. 渋谷往男『戦略的農業経営』、日本経済新聞社、2009 年
 33. 笹沼隆之、菅 和利：『世界に依存する食糧生産と建設業の多角化戦略』土木学会 地球環境シンポジウム講演論文集 Vol14、2006 年
 34. 大杉奉代『中小建設業の多角化戦略における多角化度と経営状況の関係』日本経営診断学会論集 9、2010 年
 35. 米田雅子、東京工業大学『持続可能な社会基盤を支える建設業の新分野進出に関わる調査研究』報告書、2007 年
 36. 米田雅子、建築技術支援協会『林業と建設業の連携による中山間地域の存続・保全方策に関する調査報告書』、2009 年
 37. 森地 茂『人口減少時代の国土ビジョン』日本経済新聞社、2005 年
 38. 農林水産省農業総合研究所『農業・農村の公益的機能の評価結果』、1998 年
 39. 林野庁『平成 19 年度森林・林業白書』日本林業協会、2008 年
 40. 林野庁『民有林森林整備施策のあらまし（造林間伐編）』日本造林協会、2007 年

謝 辞

本論文を執筆するにあたって、指導教官である東京大学新領域創成科学研究科准教授清家剛先生には、お忙しいなかで根気よく丁寧なご指導を頂きました。建設業、農業、林業と幅広い分野にまたがる研究を、広い視野と深い洞察力をもってご教授頂きましたことを深謝します。

審査委員の東京大学教授國島正彦先生には、論文の執筆方法から論考の組み立て方まで親身なご指導を頂きました。審査委員の東京大学教授神田順先生、東京大学教授横張真先生、東京大学教授山本博一先生には、論文の内容について貴重なご意見を頂きました。新領域創成科学研究科の異なる分野の先生方のご指導を受けることで、この論文をまとめることができました。心より感謝いたします。

本論文は、調査の対象とさせて頂いた建設会社の経営者の皆様、農業や林業・木材産業に関わる方々、行政の方々のご理解とご協力のおかげで作成することができました。調査にご協力頂いたすべての皆様に感謝申し上げます。

東京大学教授松村秀一先生には、研究における自主性と創造性を奨励するご指導を頂きました。新しい分野の研究に進む勇気を頂きましたことを感謝申し上げます。

東京大学名誉教授内田祥哉先生、東京大学名誉教授村上周三先生、東京工業大学名誉教授和田章先生、慶應義塾大学教授伊香賀俊治先生、名古屋大学教授生源寺眞一先生、東京農業大学准教授渋谷往男先生をはじめ多くの先生に、建設業の農業・林業参入の研究を始めた頃から、研究の方針や進め方についてご指導を賜り、温かく見守って頂きました。先生方の高い識見にもとづく優しいご指導のおかげで研究を続けることができました。本当にありがたいことと心から感謝申し上げます。

米田雅子

地方建設業の農業・林業参入に関する研究

-過疎の進む地域を対象として-

付録

付録1	建設業の農業参入に関わるアンケート調査票	1
付録2	建設業の林業参入に関わるアンケート調査票	5
付録3	著者による調査報告書・著書等	9

付録1 建設業の農業参入に関わるアンケート調査票

1. 会社概要①～本業(建設業)について

問1. このアンケートをご記入していただいた方、またそのご連絡先(電話番号・住所)について、差し支えなければお答え下さい。

会社名	記入者	電話番号	住所

問2. 会社の資本金・従業員数・売上げについてご記入ください。(おおよその数字で構いません)

資本金	従業員数	売上げ
万円	人	万円

問3. 会社の設立年次(西暦)・事業内容について(該当するものに○)お答えください。

設立年次	事業内容
西暦 年	1主に土木・2主に建築・3土木+建築・4その他()

2. 会社概要②～農業分野について

問1. 農業への進出年次(西暦)と現在における従業員数(農業分野での)、平成17年度の売上げ、利益についてお答えください。

農業進出年次	現在の従業員数		平成17年度)農業全体売上げ	(平成17年度)農業部門利益
	常勤	人		
西暦 年	臨時・パート	延べ 人	万円	黒字基調・収支均衡・赤字基調

問2. 会社形態について下の選択肢の該当するものに○をご記入下さい。

- ① 建設業本体で参入
- ② 農業生産法人を設立
- ③ 農業生産法人以外の法人を設立して参入
- ④ 特定法人(リース方式)での参入
- ⑤ 農作業受託・コントラクターとして参入
- ⑥ 既存の農業生産法人への出資
- ⑦ その他()

問3. 事業内容について下にご記入ください。(昨年度における、品目・面積について以下の4つの分野(耕種作物・施設園芸・農作業受託・畜産・その他)分けてお答え下さい。複数ある場合はお手数ですが、全てご記入下さい。)

耕種作物について		施設園芸作物		農作業受託		畜産		その他	
品目	面積	品目	面積	品目	面積	品目	頭数	品目	面積
	a		a		a		頭		a
	a		a		a		頭		a
	a		a		a		頭		a
	a		a		a		頭		a

3. 農業参入のきっかけ

問1. 農業参入をしようというきっかけとなったのはどのようなことですか。下の選択肢の該当するものに○(複数選択可)、最も当てはまるものに◎をご記入下さい。

- ① 公共事業等の土木建築需要の減少したため
- ② 農業進出を考えた当時は建設需要は減少していなかったが、将来減少すると見込まれたため
- ③ 将来、農業が地域を支える産業になると思ったため
- ④ 建設業の技術・ノウハウを農業に活用できると思ったため
- ⑤ 農業・工業共に衰退してしまったら、地域が維持できなくなると思ったため
- ⑥ その他()

4. 農業参入について①～農業参入時における課題とその対応

問1. 農業参入時において、課題になったものを下の選択肢の中から該当するものに○(複数選択可)、最も当てはまるものに◎をご記入下さい。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ① 取引先(販売先)の確保 | ⑥ 農地取得に苦労した(農地に関する情報が少ない等) |
| ② 農業技術の習得方法 | ⑦ 地元との調整(既存農家・JA・農業委員会など) |
| ③ 作付作目の選択(どの作目を選択すればうまくいか) | ⑧ 農業生産法人設立要件を満たすことが難しい |
| ④ 農業参入に必要な資金の確保 | ⑨ 参入手続きが煩雑 |
| ⑤ 運転資金の調達方法 | ⑩ その他 |

問2. 問1で選択した課題にどう対応したのかについて以下にご記入下さい。

課題(番号)	対応策

問3. 参入にあたってどこから、アドバイス・支援を受けましたか。下の選択肢の該当するものに○(複数選択可)、最も支援を受けたと思われるものに◎をご記入ください。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 県関連(農林関係部局、土木関係部局、農業改良普及員等) | ⑤ 農業関連企業 |
| ② 市町村 | ⑥ 流通関連企業 |
| ③ JA | ⑦ 金融機関 |
| ④ 農家 | ⑧ その他() |

5. 農業参入について②～農業参入後の課題

問1. 参入後に浮かび上がった課題にはどのようなものがありましたか。下の選択肢の該当するものに○(複数選択可)をご記入下さい。また、最も重要であると思われるものに◎をご記入下さい。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 収支改善 | ⑥ アグリビジネス(外食・加工・販売)の展開が難しい |
| ② 資金調達 | ⑦ 建設業の落ち込みが予想以上に大きい |
| ③ 販路の拡大 | ⑧ 農業技術の習得及び向上 |
| ④ 農業の規模拡大 | ⑨ 安定した生産ができない |
| ⑤ 農地の改良投資 | ⑩ その他() |

問2. 問1で選択した課題に対して、どのように対応しようとお考えですか。以下にご記入下さい。(すでに取り組まれたことでも構いません)

課題(番号)	今後の取り組み(すでに取り組んだこと)	課題(番号)	今後の取り組み(すでに取り組んだこと)

問3. 農業関連の事業の見通しについて、下の選択肢に○をつけて下さい。また右の空欄に補足があれば見通しについて自由に記述してください。

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 農業関連事業を縮小する | 自由記述欄
例:5年後には、○○をどれだけ作付けし、黒字転換できるだろう。 |
| ② 農業関連事業は現状維持 | |
| ③ 農業関連事業を拡大する | |
| ④ アグリビジネス(外食・加工等)の展開を考えている | |
| ⑤ その他() | |

6. 農業参入について③～その他

問4. そのほか、現在農業関連の事業において課題となっていることがあれば、自由に記述してください。

問5. 既存の農家と比較して建設業の強みはどのようなところにあるとお考えですか。以下に自由に記述してください。

7. 農業参入における制度について

問1. 異業種の農業参入を促進するためにはどのような制度(若しくは制度の改廃)があればよいと思いますか。下の選択肢に○(複数選択可)を、最も重要であると思うものに◎をご記入下さい。また、選択肢以外にあれば、下の欄に自由に記述してください。

- ① 農業参入時における公的融資の拡充
- ② 農作業受託のみしている農外企業にも農業に対する融資をしてほしい
- ③ 販路開拓に関する制度を作してほしい
- ④ 建設業の経営事項審査への配慮をしてほしい
- ⑤ 都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し(土地利用規制をわかりやすくしてほしい)
- ⑥ 農用地取得に関する制度(農地法)の見直し
- ⑦ 特定法人の設立要件緩和(市町村等からしかリースできない、リースではなく購入したいなど)
- ⑧ 農業生産法人の設立要件緩和
- ⑨ その他

問2. その他、行政(国・県・市町村)に対する要望はございますか。あれば、自由にご記入ください。

付録2 建設業の林業参入に関わるアンケート調査票

「林業と建設業の協働」に関するアンケート

1. 会社概要～本業（建設業）について

問1. ご自身の会社についてお書き下さい。（おおよその数字で構いません）

会社名

資本金	従業員数	年間売上げ
万円	人	万円

設立年次	事業内容
昭和 平成 年	1. 主に土木（具体的に_____） 2. 主に建築（具体的に_____） 3. 土木+建築（具体的に_____） 4. その他（_____）

2. 会社概要～林業分野について（該当する項目に○をご記入下さい。）

問2. 林業分野へ参入した経験がありますか。

① ある

② ない



「ある」とお答えした方にお尋ねします。

参入形態についてお答え下さい。

① 森林組合からの受託

③ 公共事業（具体的に_____）

② 国有林野事業

④ その他（_____）

問3. 林業分野への参入に対してどう思われますか。

① 非常に関心がある

④ 全く関心がない

② 関心がある

⑤ 分からない

③ あまり関心がない

⑥ その他（_____）

3. 林業分野への参入について

問 4. 林業分野への参入にあたって、どのようなことが期待できると思いますか。以下の選択肢から、該当する項目を5つまで選び、優先度の高いものから順に、1、2、3、4、5とお書き下さい。

- 余剰人員を活用できる
- 林業に建設機械を活かせる
- 路網整備に建設業の技術を活かせる
- 集約化施業に建設業の能力を活かせる
- 林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指せる
- 森林管理に建設業のマネジメント力を活かせる
- 森林再生により、国土保全や水源涵養などの環境保全に貢献できる
- CO₂ 吸収が将来的にビジネスになる
- 木材を利用した地場産業が活性化する
- 間伐材を山から出して活用できる
- 森林バイオマスを活用できる
- その他 (_____)

問 5. 林業分野への参入にあたって、どのようなことが課題になると思いますか。以下の選択肢から、該当する項目を5つまで選び、優先度の高いものから順に、1、2、3、4、5とお書き下さい。

- 林業のことをあまり知らない
- 土木の道づくりと林業の作業路網づくりは違う
- 補助事業(林業)と公共事業(建設業)は形態が違う
- 林業作業の安全性に不安がある
- 建設業と林業の作業単価に差がある
- 採算が取れるか分からない
- 初期投資にどれだけかかるか分からない
- 森林組合・民間事業者との連携に不安がある
- 民有林の集約化施業が難しい
- 林地情報(境界線)が分かりにくい
- 補助金等の手続きが分からない
- 資格制度が分からない
- 仕事量が確保できるかどうか分からない
- 社内の合意を得るのに労力を要する
- その他 (_____)

問 6. 林業に参入した場合、具体的には、どのような作業内容、受注形態をイメージしていますか。
(何をしたいですか)

① ない	② ある (具体的に _____)
------	--------------------

今回の取り組みについて、自由に御意見をお書き下さい。

1. 文中「...」の部分を、適切な言葉で補ってください。

「...」は、文中の空白部分を示しています。適切な言葉を選択し、補ってください。

2. 文中「...」の部分を、適切な言葉で補ってください。

「...」は、文中の空白部分を示しています。適切な言葉を選択し、補ってください。

付録3 著者による調査報告書・著書等

著書

『建設業 再生へのシナリオ』 彰国社、2000年、単著

本書は、日本の社会の底流にある大きな変化をふまえて、できる限り広い視野と長期的な視点に立って、変貌する建設業の姿を浮き彫りにして、その再生へのシナリオを提示しようとするものである。

『建設業の新分野進出—挑戦する50社』 東洋経済新報社、2003年、単著

公共事業に頼りすぎた建設業は、もはや限界にきている。全国で始まっている建設業の新分野への挑戦事例を紹介し、他産業でも有益な転進のノウハウを解説する。

『田中角栄と国土建設—列島改造論を越えて』 中央公論新社、2003年、単著

「日本列島改造論」は過去の遺物ではない。田中角栄の生涯とその遺産を検証し、「建設国家」と呼ばれる国土開発体制が出来上がっていく過程をわかりやすく解説。

『新分野に挑戦する建設業』 東洋経済新報社、2004年、単著

「建設業」の枠を踏み出し、新分野に挑む元気印の会社を地域から発掘。深掘り事例5社、先行事例50社をはじめ、461事例の新分野進出データを収録。事業多角化、会社再生、地域起こしのヒントを記載。

『建設帰農のすすめ』 中央公論新社、2004年、単著

日本経済再生のカギは「農」にあり。「農」の再生のカギは異業種参入にあり。公共事業の縮小を受け、農業参入に活路を見いだした建設業者120社の事例を紹介。今後の地方再生への具体的提言。

『日本には建設業が必要です』 建通新聞社、2005年、共著（米田雅子+地方建設記者の会）

「もの言わぬ」業界から積極的に情報発信する建設業へ。社会基盤を守るために、地域のために、前向きに頑張る地域の建設業の姿を描く。各地からの事例報告をもとに構成する。

『建設業からはじまる地域ビジネス』 ぎょうせい、2006年、共著（米田雅子+建設トップランナーフォーラム）

持続可能な社会基盤と地方活性化に向けた、建設会社による新分野進出事例集。

『建設業残された選択肢—ホンモノの経営してますか』 同友館、2007年、共著（米田雅子+建設支援リーグ）

経営革新から合併、事業再生まで、建設業経営の方法を解説する。

『日本は森林国家です—産業界からのアプローチ』

ぎょうせい、2011年、編著（米田雅子+（社）プロジェクト産業協議会）

次世代林業への提言と企業の最新事例による森林再生への取り組みについて述べる。

『複業のすすめ—地域建設業の挑戦』

建通新聞社、2011年、編著（米田雅子+地方建設記者の会）

建設業の農林業参入、介護・環境事業等への参入の事例紹介と参入における課題と対策を解説する。

『大震災からの復旧—知られざる地域建設業の闘い』

ぎょうせい、2011年、編著（米田雅子+地方建設記者の会）

復旧初動時に地域建設業がどう動き、どう連携したのかの記録を現地取材をもとに紹介する。

学術誌論文

『システムトラスにおける設計・加工・施工情報に関する研究』日本建築学会 構造系論文集 N0460 P191、1994年6月、共著（岩田衛、藤田正則、米田雅子、和田章）

『鉄骨構造の供給システムに関する研究』日本建築学会 構造系論文集 N0495 P135、1997年5月、共著（岩田衛、和田章、米田雅子）

国際会議発表

『Sustainable Urban Structures in Earthquake Prone Countries』東京工業大学、2006年8月、単著

調査報告書

『中小建設業の農業進出に関する調査報告書』建築技術支援協会、2003年3月、共著（建築技術支援協会、米田雅子）

『中小建設業の林業進出に関する調査報告書』建築技術支援協会、2003年3月、共著（建築技術支援協会、米田雅子）

『シニア SOHO による地域活性化方策に関する調査報告書』財) 広域関東圏産業活性化センター、2005年3月、共著（広域関東圏産業活性化センター、米田雅子）

『あなたが知りたいマンションの耐震性』建築技術支援協会、2005年11月、共著（建築技術支援協会、米田雅子）

『災害に強い持続可能な都市』報告書 東京工業大学、2006年7月、共著（東京工業大学統合研究院、米田雅子）

『建設トップランナーフォーラム-持続可能な社会基盤と地方活性化』報告書、2006年7月、共著（建設トップランナーフォーラム、米田雅子）

『持続可能な社会基盤と地方活性化』報告書 東京工業大学、2006年7月、共著（東京工業大学統合研究院、米田雅子）

『持続可能な社会基盤を支える建設業の新分野進出に関わる調査研究』報告書 東京工業大学、2007年3月、共著（東京工業大学統合研究院、米田雅子）

『社会基盤を支える建設業のノウハウを活用した地域活性化に関わる調査』報告書 東京工業大学、2007年3月、共著（東京工業大学統合研究院、米田雅子）

『第2回建設トップランナーフォーラム-選ばれる会社をめざして』報告書、2007年7月、共著（建設トップランナーフォーラム、米田雅子）

『建設業の環境関連分野進出に関する調査研究報告書』、2008年3月、共著（慶應義塾大学、米田雅子）

『国土の保全に資する建設業のノウハウを活用した総合的な過疎・中山間地域支援策検討報告書』、2008年3月、共著（建築技術支援協会、米田雅子）

『第3回建設トップランナーフォーラム-クールアースをめざして』報告書、2008年7月、共著（建設トップランナーフォーラム、米田雅子）

『建設業の地域資源活用・エネルギー分野進出に関わる調査報告書』、2009年3月、共著（慶應義塾大学、米田雅子）

『林業と建設業の連携による中山間地域の存続・保全方策に関する調査検討業務報告書』、2009年3月、共著（建築技術支援協会、米田雅子）

『第4回建設トップランナーフォーラム-地域とともに次のステージへ』報告書、2009年7月、共著（建設トップランナーフォーラム、米田雅子）

『建設業の地域コミュニティビジネス・観光分野進出に関わる調査報告書』、2010年3月、共著（慶應義塾大学、米田雅子）

論説

- 『建築における CALS・1 生産情報のオープン化』日本建築学会 建築雑誌、1996年6月、単著
- 『建築における CALS・2 生産情報のオープン化』日本建築学会 建築雑誌、1996年7月、単著
- 『建設 CALS への取組み』日本建築学会 建築雑誌、1997年2月、単著
- 『情報化ビジョン小委員会活動報告』日本建築学会 建築雑誌、1999年4月、共著（情報化ビジョン小委員会、米田雅子）
- 『地方活性化 規制撤廃で農業参入促せ』朝日新聞「私の視点」2003年9月、単著
- 『NPO という生き方』東京新聞 隔週連載2003年10月～05年2月、共著（米田雅子、野呂法夫、田中義幸）
- 『建設業の農業進出』エコノミスト2004年3月、単著
- 『建設業の新分野進出』連載12回、ガバナンス、2004年5月～05年4月、単著
- 『建設帰農の流れを農政改革で後押しせよ』エコノミスト、2005年3月、単著
- 『地域の融資環境整備が建設帰農を後押しする』金融財政事情、2005年7月、単著
- 『5年後の視点 シニアの居場所が必要に』日経アーキテクチュア、2005年5月、単著
- 『建設帰農 本格化へ 地銀は融資の仕組みづくり急げ』週刊東洋経済、2006年1月、単著
- 『住宅性能表示の普及を急げ』朝日新聞「私の視点」2006年1月、単著
- 『耐震偽装防止、プロが点検体制作り』読売新聞「論点」2006年1月、単著
- 『生き残る中小建設業』土木施工、2006年3月、単著
- 『建物の性能を価値に反映できる不動産市場の形成を』びるちんぐ、2006年6月、単著
- 『行事と書類の半減運動を』東京新聞「わたしの提案」2006年8月、単著
- 『耐震偽装問題の背景と課題』京都大学建築学会誌「traverse 7」共著（和田章、大崎純、米田雅子）
- 『地震に強い都市、国をつくる』等18回連続対論 土木施工 2004年6月～06年11月、共著（米田雅子）
- 対論者：浅田次郎、下河辺淳、大石久和、増田寛也、和田章、森田実、白井享一、松本良夫、門松武、草柳俊一、糠谷真平、植木康之、高薮裕三、藤野陽三、新山惇、坂根正弘、家村浩和、梅田貞夫
- 『地域発の規制改革案を募集します』企業診断ニュース、2007年6月、単著
- 『農業の経営革新に一役かう建設業者』農林漁業金融公庫 AFC フォーラム、2007年7月、単著
- 『地域格差是正-自立型の産業構造に転換を』朝日新聞「私の視点」2007年9月、単著
- 『林業突破口に自立目指せ』日本経済新聞「経済教室」2007年9月、単著
- 『地域活性化-複業のすすめと規制改革』共同通信「識者評論」2007年12月、単著
- 『国土の均衡ある発展と建設産業』土木学会誌「論説委員会」2008年1月、単著
- 『地域活性化を阻む過剰と無用な規制』金融財政事情、2008年5月、単著
- 『地方から規制改革の声を上げよう』エコノミスト、2008年6月、単著
- 『山・里・海の幸を活かした地方活性化を』巻頭挨拶、農商工連携88選、2008年7月、単著
- 『林業革新に建設業の力を活かせ』建通新聞等、地方建設専門各紙掲載、2008年8月、単著
- 『補助金等適正化法の緩和に伏兵』日経グローバル、2008年8月、単著
- 『ストック時代の建設産業』日刊建設オピニオン、2008年8月、単著
- 『フロー設計とストック技術』BELCA NEWS 116号、2008年9月、単著
- 『建築構造を取り巻く諸問題』2008年度日本建築学会大会、構造部門（振動）資料、2008年9月、単著

『農商工連携が開く地方の未来』地域づくり、2008年10月、単著

『補助金等適正化法の弾力運用』ESP 経済企画境界、2008年10月、単著

『補助金等適正化法の規制緩和』ガバナンス、2008年10月、単著

『冗長性のあるストック設計』土木学会誌「論説委員会」、2008年11月、単著

『地方産業の振興、業種の壁越えた「複業」カギ』読売新聞「論点」、2008年11月、単著

『建設帰農が拓く地平』土木学会誌、2008年12月、単著

『公共事業の建設業の役割』東北ジャーナル、2009年1月、共著（大石久和、米田雅子）

『地方分権と手続き事務の統一化』自治体法務研究 2009年3月、単著

『農商工連携で育てる自立型の地域産業』産業立地 2009年5月、単著

『地域活性化と規制改革』四経連 2009年6月、単著

『地域から規制改革の声をあげよう』経済人、関西経済連合会 2009年7月、単著

『人的資源のスキルやノウハウを新規参入の基盤に』NAVIS007、みずほ情報総研 2009年7月、単著

『地域における雇用創出を考える』ほくとう総研 NETT67号 2009年10月、単著

『林建共働と森林再生について』中国経連会報 2009年10月、単著

『複業化 あれもこれもで生き残れ』朝日新聞「オピニオン」2010年1月、単著

『複業化で自立目指せ』共同通信 2010年1月、単著

『建設業の「あれもこれも」の複業化』季刊地域 2010年4月、単著

『建設会社の『複業化』が地域活性化のカギを握る』金融財政事情 2010年6月、単著

『担い手としての建設業をどう活かすのか/複業化と平成検地の提案』ガバナンス 2010年7月、単著

『あれもこれも複業化で地方自立へ』地域政策研究 51号 2010年7月、単著

『森林再生へ平成検地、企業に求められる参画』環境ビジネス 2010年8月号、単著

『建設業の進むべき方向と課題』経済調査研究レビュー 2011年3月号、単著

『東日本大震災-被災地の現状、復興への課題』建通新聞 2011年4月、単著

『森林育成、国産材利用が低炭素型社会の鍵』建設工業新聞 2011年6月、単著

『持続可能な国土づくりと建設産業の役割』建設産業新聞 2012年1月、単著